

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年9月4日
【計算期間】	第21期（自平成20年12月11日 至 平成21年6月10日）
【ファンド名】	[アバディーン・ファンド・セレクション] 海外株式ファンドAコース（為替ヘッジあり） [アバディーン・ファンド・セレクション] 海外株式ファンドBコース（為替ヘッジなし）
【発行者名】	アバディーン投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石川 五生
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
【事務連絡者氏名】	渡瀬 久美子
【連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
【電話番号】	03-4550-5549
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的

当ファンドは、親投資信託であるFS海外株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、日本を除く世界各国の株式に分散投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目的とします。

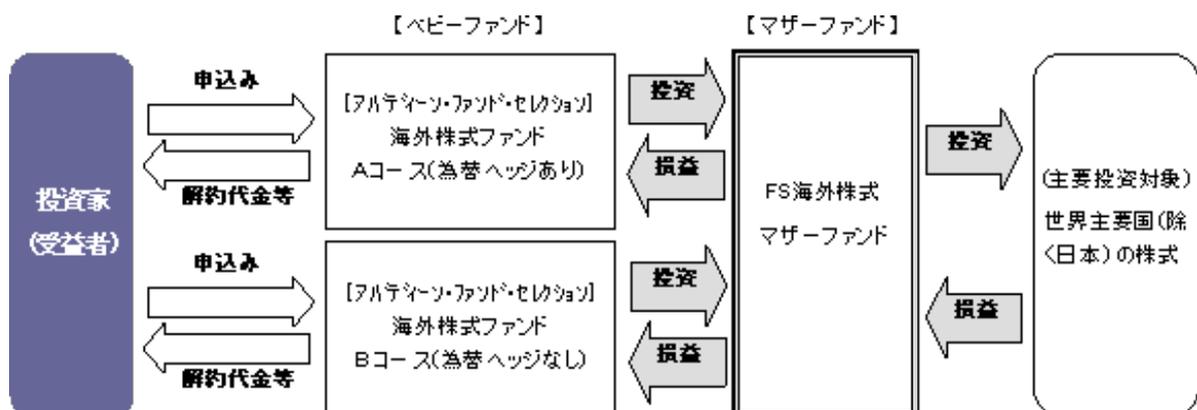
b. ファンドの特色

- ・日本を除く世界各国の株式に分散投資
- ・グローバルな運用体制
- ・「Aコース（為替ヘッジあり）」と「Bコース（為替ヘッジなし）」の2つのコース

c. ファミリー・ファンド方式

当ファンドはファミリー・ファンド方式により運用を行います。

ファミリー・ファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行うものです。



d. 信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、「Aコース」、「Bコース」とともに各3,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

e. 商品分類等

当ファンドの商品分類*は「追加型投信/海外/株式」です。

* 社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券 不動産投信 その他資産()
追加型投信	内外	資産複合

* 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 当ファンドが該当する商品分類の定義 >

単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるものをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含まない)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性() 不動産投信	年2回	日本	ファミリー・ ファンド	「Aコース」 あり (適時ヘッジ)
その他資産 (投資信託証券(株式))	年4回	北米		
資産複合() 資産配分固定型 資産配分変更型	年6回(隔月)	欧州		
	年12回(毎月)	アジア	ファンド・ オブ・ファンズ	「Bコース」 なし
	日々	オセアニア		
	その他()	中南米		
		アフリカ		
		中近東(中東)		
		エマージング		

* 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 当ファンドが該当する属性区分の定義 >

属性の定義は、当ファンドの目論見書または信託約款において、下記の記載があるものをいいます。

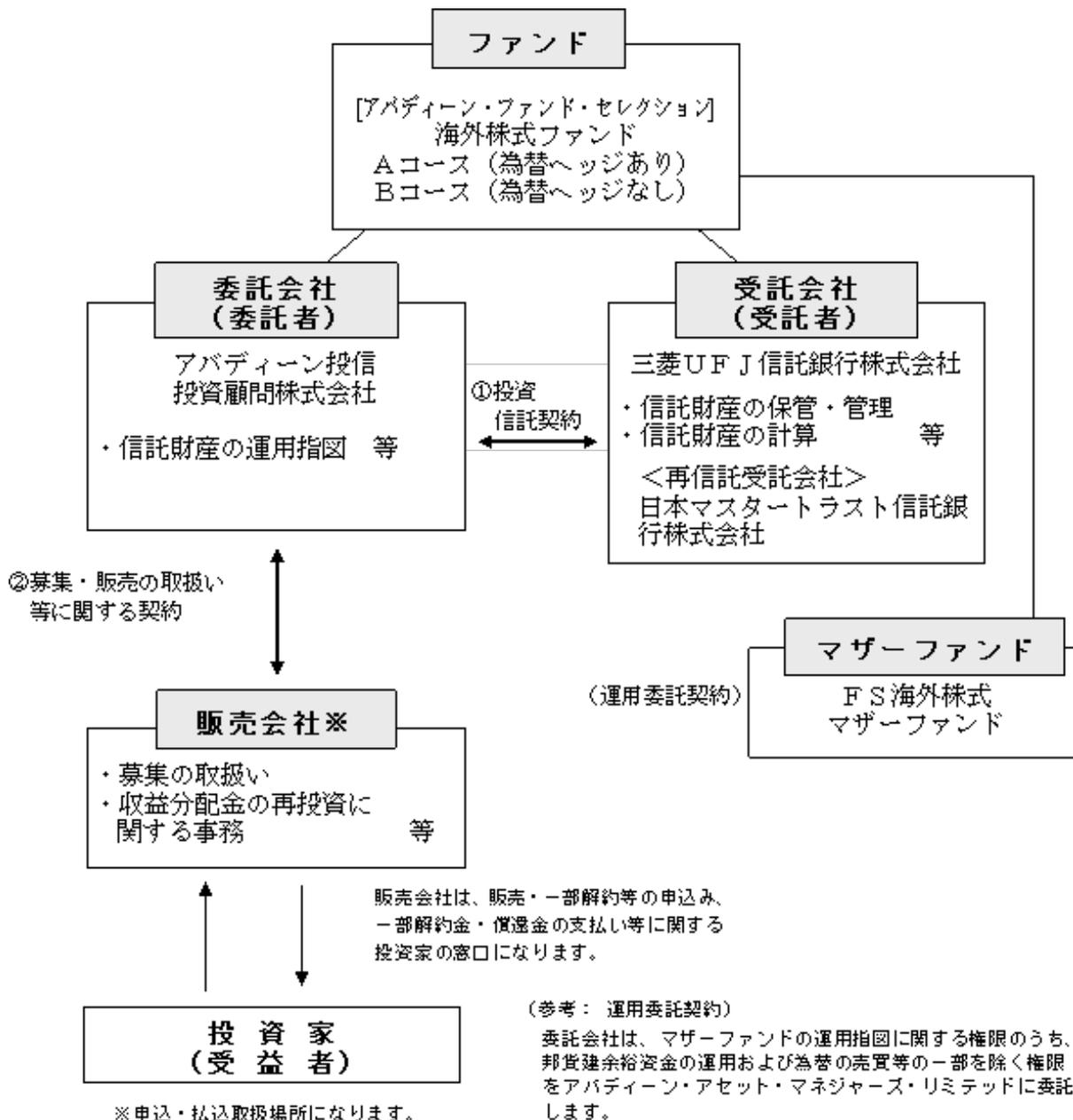
投資対象資産	その他資産	主として、株式、債券、不動産投信以外の資産に投資するものをいいます。
決算頻度	年2回	年2回決算を行うものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を含まない)	組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とするものをいいます。なお、当ファンドにおいては「世界の資産」に「日本」は含みません。
投資形態	ファミリー・ファンド	親投資信託(マザーファンド、ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジあり	為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	為替ヘッジなし	為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、実質的に株式を投資対象としております。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産は異なります。

(注) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご参照ください。

(2) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



< 委託会社が関係法人と締結している契約等の概況 >

受託会社（投資信託契約）

当ファンドの運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項について規定しています。

販売会社（募集・販売の取扱い等に関する契約）

委託会社が販売会社に委託する当ファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定しています。

b. 委託会社の概況

(以下に記載する情報は、本書提出日現在のものです。)

資本金の額

資本金 2,090.4百万円

発行する株式の総数 320,000株

発行済株式の総数 308,062株

会社の沿革

平成5年9月16日 クレディ・スイス投信株式会社設立

平成5年9月30日 証券投資信託委託業の認可

平成7年5月31日 投資顧問業の登録

平成9年3月31日 投資一任契約に係る業務の認可

平成9年4月1日 クレディ・スイス投資顧問株式会社と合併し、商号をクレディ・スイス投信投資顧問株式会社に変更

平成10年11月1日 商号をクレディ・スイス投信株式会社に変更

平成14年2月1日 ウォーバーク・ピンカス・アセット・マネジメント投信株式会社と合併

平成21年7月1日 商号をアバディーン投信投資顧問株式会社に変更

大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
アバディーン・アセット・マネジメントPLC (Aberdeen Asset Management PLC)	英国スコットランド、 アバディーン	308,062株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

b. 投資態度

主としてF S 海外株式マザーファンド受益証券に投資します。なお、株式に直接投資する場合があります。

マザーファンドでは、原則として「MSCI KOKUSA I インデックス」の構成国を投資対象とします。構成国は以下の通りです。

(本書提出日現在)

構成国	オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、アイルランド、イタリア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、シンガポール、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、米国
-----	--

(マザーファンドの投資態度については、後記『(参考)「F S 海外株式マザーファンド」の概要』をご参照ください。)

ベンチマーク

Aコース(為替ヘッジあり)：MSCI KOKUSA I インデックス [円ヘッジベース]

対円での為替ヘッジを行って円換算したものです。

Bコース(為替ヘッジなし)：MSCI KOKUSA I インデックス [円ベース]

現地通貨ベースのインデックスを円換算したものです。

ベンチマーク*である「MSCI KOKUSA I インデックス」とは、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル(「MSCI」といいます。)が発表している指数で、MSCIが独自に算出した各国ごとの株価指数(日本を除く)を各国の株式時価総額をベースに合成したものです。

*「ベンチマーク」とは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。当ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。当ファンドは、長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークに対して一定の成果をあげることが保証するものではありません。また、当ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

為替ヘッジ

Aコース(為替ヘッジあり)：実質外貨建資産*に対し、基本的にベンチマークの通貨配分に合わせて為替ヘッジを行います。

Bコース(為替ヘッジなし)：実質外貨建資産に対し、原則として為替ヘッジを行いません。

*「実質外貨建資産」とは、各ファンドに属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産のうち各ファンドに属するとみなした額(各ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額をいいます。

c. 運用の特色

（以下は、マザーファンドの特色となります。）

企業のファンダメンタルズを重視したボトムアップ・アプローチ^{*}による運用

企業訪問等を中心とした徹底した調査・分析に基づき個別銘柄を選別します。

^{*}ボトムアップ・アプローチとは、経済情勢の分析といったマクロ的観点からのいわゆるトップダウン・アプローチに対して、個々の企業を分析した結果で銘柄選択を行う運用手法のことで、

チーム・アプローチを重視

企業との面談、運用における分析、ポートフォリオの構築など全ての段階においてチームによるアプローチを重視しています。

バイ・アンド・ホールドが基本、低い売買回転率

長期的視野に立った運用を基本とし、運用コストを低減したポートフォリオの構築を行います。

独自の企業分析をベースとする運用

投資に際しては、事前に企業との面談を行います。また、既に組入られている企業についても継続的な面談を行い、銘柄選択の判断材料とします。

当該マザーファンドは、運用の指図に関する権限の一部をアバディーン・アセット・マネジャーズ・リミテッドに委託します。

（２）【投資対象】

以下に記載の a. から d. については、添付書類の当ファンドの信託約款から抜粋しております。

a. 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金商法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金商法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金商法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金商法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金商法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金商法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金商法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金商法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金商法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金商法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限

ります。)

20. 貸付債権信託受益権であって金商法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものおよび14.の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.および14.の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

b. 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金商法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金商法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

c. 前記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

d. その他の投資対象

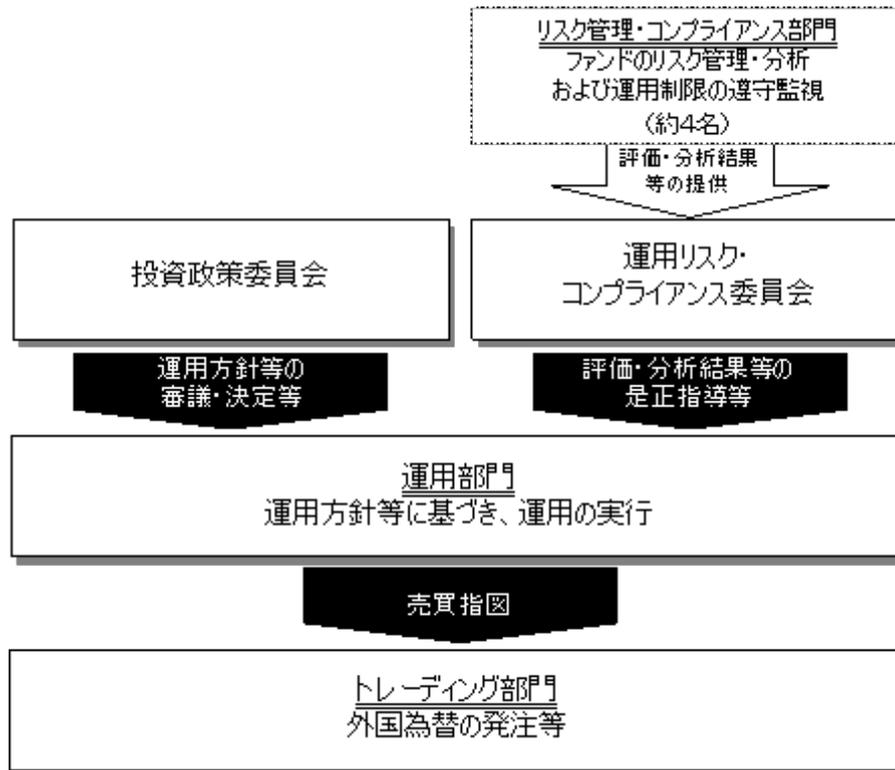
1. 有価証券先物取引等を行うことの指図をすることができます。

2. スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

3. 金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

4. 外国為替の売買の予約を指図することができます。

(3) 【運用体制】



運用体制に関する社内規程等

ファンドの運用に関する社内規程として、ポートフォリオ・マネージャーが遵守すべき服務規程を設け、ポートフォリオ・マネージャーの適正な行動基準および禁止行為を規定し、法令遵守、顧客の保護、取引の公正を図っています。

また、実際の運用の指図においては、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となるインサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。

関係法人に関する管理体制

受託会社： 委託会社の社内ガイドラインに基づき、委託する業務の明確化および外部委託先の選定に係り適正な業務執行能力・信用力等を評価します。委託会社は、システム・ダウン、顧客情報の漏洩、緊急時対応等を含む内部統制状況を定期的に監視しています。

(参考) マザーファンドの投資顧問会社：

委託会社の社内ガイドラインに規定された、投資顧問会社の選定基準に基づき任命されます。

委託会社は定期的に運用状況、運用ガイドラインの遵守状況などについてモニタリングを行います。

運用業務の一部は、マザーファンドの運用委託契約に基づき、運用指図の権限を委託された者が行います。

* 当ファンドの運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

a. 収益分配方針

年2回の決算時（原則として毎年6月10日および12月10日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

b. 収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期間終了日における利益は、次の方法により処理します。

イ. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用（消費税等相当額込）ならびに信託報酬（消費税等相当額込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

ロ. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用（消費税等相当額込）ならびに信託報酬（消費税等相当額込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期間終了日において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

以下に記載のa. およびb. については、添付書類の当ファンドの信託約款から抜粋しております。

a. 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含めます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

b. 信託約款上のその他の投資制限

投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、

信用取引の指図範囲

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指

図をすることができます。なお当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ．前記イ．の信用取引の指図は、次の１．から５．に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券の合計数を超えないものとします。

- １．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- ２．株式分割により取得する株券
- ３．有償増資により取得する株券
- ４．売出により取得する株券
- ５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図および範囲

イ．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクおよび為替リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金商法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金商法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金商法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- １．先物取引の売建およびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- ２．先物取引の買建およびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款第16条第２項各号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- ３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

ロ．委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- １．先物取引の売建およびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドに属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
- ２．先物取引の買建およびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 八. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款第16条第2項各号に掲げる金融商品で運用している額(以下八.において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(信託約款上の組入れ可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図および範囲

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価を行うものとします。
- ホ. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付けの指図および範囲

- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の
- 1．および2．の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ロ．前記1．および2．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

資金の借入れ

- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日または解約代金入金日までもしくは償還金の入金日までが5営業日以内である場合の期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金もしくは償還金の合計額、かつ借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ニ．借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- c．その他の法令上の投資制限

（法令は本書提出日現在のものであり、今後改正される場合があります。）

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会

社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引に係る投資制限

(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考）マザーファンドの概要

親投資信託
F S 海外株式マザーファンド

運用の基本方針

信託約款第12条に基づき委託会社の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、世界各国（日本を除く）の株式に分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

2．運用方法

(1)投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

日本を除く世界各国の株式に分散投資します。
運用にあたっては、邦貨建余裕資金の運用および為替の売買等の一部を除く運用指図に関する権限をアバディーン・アセット・マネジャーズ・リミテッドに委託します。
投資対象国は、原則としてMSCI KOKUSA I インデックスの構成国とします。
外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3)投資制限

外貨建資産の投資割合には制限を設けません。
株式の投資割合には制限を設けません。
新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含めます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
有価証券先物取引等は信託約款第15条の範囲で行います。
スワップ取引は信託約款第16条の範囲で行います。
金利先渡取引および為替先渡取引は信託約款第17条の範囲で行います。

3【投資リスク】

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、株式など値動きのある証券に投資します(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動があります。)ので、基準価額は変動します。したがって元金が保証されるものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

当ファンドのリスクおよび留意点は以下のとおりです。ただし、これらをすべて完全に網羅しておりませんのでご留意ください。

<基準価額の主な変動要因等>

価格変動リスク

株価は、発行企業の業績、株式市場の需給、国内外の政治・経済情勢などの影響を受け大きく変動します。組入れた株式の下落により、基準価額が下落し、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

信用リスク

一般に、当ファンドが実質的に組入れている株式を発行している企業の業績悪化や倒産等に陥ることが予想される場合または陥った場合、あるいは外部評価の変化等により、当該企業の株価が下落した場合には、当ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、当該銘柄の投資資金が回収できなくなることがあります。

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価格が下落したり、方針に沿った運用が困難となる場合があります。

為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。為替変動の影響については、「Aコース(為替ヘッジあり)」および「Bコース(為替ヘッジなし)」で次のようになります。

「Aコース(為替ヘッジあり)」

イ. 実質外貨建資産に対して、対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジに際しては、ヘッジ・コストがかかります。ヘッジ・コストは、円金利とヘッジする通貨の金利との格差分に相当しますが、当該国の金利水準が日本よりも高い場合、このヘッジ・コスト相当分だけ収益の低下要因となります。また、設定、解約等に伴う資金動向や組入有価証券の値動き等により、完全に為替ヘッジを行うことはできない場合があります。基準価額の変動要因になります。

ロ. 基本的に「MSCI KOKUSA I インデックス」の通貨配分に合わせて対円での為替ヘッジを行います。簡単な事例をもとに、通常の為替ヘッジと「Aコース」における対円でのヘッジの違いを比較しますと、下表のようになります。

(例)

	ポートフォリオ	通常の 為替ヘッジ割合	ベンチマーク	Aコースにおける 為替ヘッジ割合
米ドルの割合	50%	50%	55%	55%
ユーロの割合	50%	50%	45%	45%
外貨の資産合計	100%	—	100%	—
対円為替ヘッジ計	—	100%	—	100%

*上表は、あくまで「Aコース」における為替ヘッジの方法を説明するために例示したものです。したがって、ポートフォリオおよびベンチマークの通貨別割合ならびに為替ヘッジの割合は、実際の運用とは異なります。

上記の事例をもとに、この為替ヘッジ方法により生じるポイントとして、一種のクロス・ヘッジのような状態になる部分が出てくることがあげられます。

クロス・ヘッジ（他通貨ヘッジ）とは、ある外貨の資産に対し、当該通貨に対する為替ヘッジを行わず、他の通貨で為替ヘッジを行うことをいいます。上記の例では、「Aコース」の場合、ポートフォリオでは米ドルは50%の投資にも関わらず、米ドルの対円ヘッジ比率は55%と、5%多くなり、一方で、ユーロは50%の投資にも関わらず、ユーロの対円ヘッジ比率は45%と、逆に5%少なくなります。

したがって、米ドルの投資部分で、米ドルの為替ヘッジを行っていない5%の部分については、結果的にユーロでクロス・ヘッジをしている状態になります。そのため、この事例では米ドルがユーロに対して安くなったときに、このクロス・ヘッジになっている部分（5%）が基準価額の下落要因になります。

「Bコース(為替ヘッジなし)」

実質外貨建資産に対して、原則として対円での為替ヘッジを行いません。したがって、為替変動の影響を直接的に受けます。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといいます。当ファンドが直接またはマザーファンドの受益証券を通じて実質的に組入れている資産の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、この場合には基準価額の下落要因となります。

デリバティブ（先物取引等）取引のリスク

当ファンドないしはマザーファンドにおいては、価格の変動を低減するため、デリバティブ取引を行うことがあります。デリバティブ取引には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク、ヘッジ目的を欠く投機的な取引となるリスクなど様々なリスクが伴います。また、実際の価格変動が見通しと異なった場合に、運用資産が損失を被る可能性があります。

市場の閉鎖等に伴うリスク

証券市場、外国為替市場その他の金融市場は、世界的な経済事情の急変または天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖され、同市場が混乱することがあります。これにより、マザーファンドの運用が影響を被り、当ファンドの基準価額が下落する恐れがあります。

< 関係法人についての留意点 >

販売会社

販売会社から委託会社に対して取得申込代金の払込みが現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

受託会社

・受託会社の信用力に関わる留意点

受託会社の格付が低下した場合や、その他信用力が低下した場合には、為替取引その他の取引の相手方が提供するクレジット・ラインは削減される可能性があり、為替取引その他の取引ができなくなる可能性があります。さらに、そのような場合には、為替取引その他の取引に関して、適用される契約の条項にしたがい、すでに締結されている当該契約が一括清算される可能性もあります。これらの場合には、そのような事情がない場合と比較して収益性が劣る可能性があります。また、受託会社に破産その他の倒産手続が開始した場合には、それにより当ファンドの運営に支障をきたすことが想定されます。

・受託会社の辞任・解任に伴う委託会社の免責に関わる留意点

受託会社は、委託会社の承諾を受けて当ファンドの受託会社の任務を辞任することができます。また、委託会社は信託約款に定める場合には受託会社を解任することができます。

受託会社が辞任または解任もしくは解任されうる場合において、委託会社が信託約款に定める受託会社の義務を適切に履行する能力ある新受託会社を選任することが不可能または困難であるときは、委託会社は解任権を行使する義務も新受託会社を選任する義務を負いません。委託会社は、受託会社の解任または新受託会社の選任についての判断を誠実に行うよう努めるものとしますが、かかる判断の結果解任されなかった受託会社または選任された新受託会社が倒産等により信託約款に定める受託会社の義務を履行できなくなった場合には、委託会社は、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

マザーファンドにおける運用の権限委託の中止または委託内容の変更

マザーファンドの運用指図に関する権限を再委託された投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じさせた場合等において、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

運用担当者の交代に関するリスク

長期間にわたって当ファンドおよびマザーファンドを運用する上で、当ファンドおよびマザーファンドの運用担当者が交代となることもあります。その場合においても、運用体制などはできる限り継続性を維持するように努めるものの、運用担当者の交代等に伴い運用体制の見直しが必要となる場合があります。

委託会社は、販売会社（販売会社が選任する取次会社を含みます。）、受託会社とは別法人であり、委託会社は当ファンドの設定・運用について、販売会社は販売（取得申込代金の預り等を含みます。）について、受託会社は信託財産の管理・処分についてそれぞれ責任を有し、互いに他の者の業務について責任を負いません。

<その他の留意点>

繰上償還に関わる留意点

当ファンドは、信託期間中であっても、「Aコース」と「Bコース」を合計した残存口数が30億口を下ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が申込期間を更新しないことや申込みを停止することがあります。この場合、新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

収益分配方針に関わる留意点

当ファンドは、収益分配方針にしたがい、計算期間終了日に分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われない場合があります。

ファミリー・ファンド方式に関わる留意点

当ファンドまたはマザーファンドを投資対象とする他のファンドの解約資金を手当てするために、マザーファンドに属する有価証券を大量に売却しなくてはならないことがあります。その場合、市況動向や取引量等の状況によっては、当ファンドの基準価額が大きく変動する場合があります。

法令・税制・会計等の変更の可能性に関わる留意点

当ファンドに適用される法令・税制・会計等は、変更になる可能性があります。

目論見書の記載事項等の変更の可能性に関わる留意点

有価証券届出書の訂正届出書の提出等により、目論見書の記載事項等が変更になる可能性があります。

申込みの中止等の可能性に関わる留意点

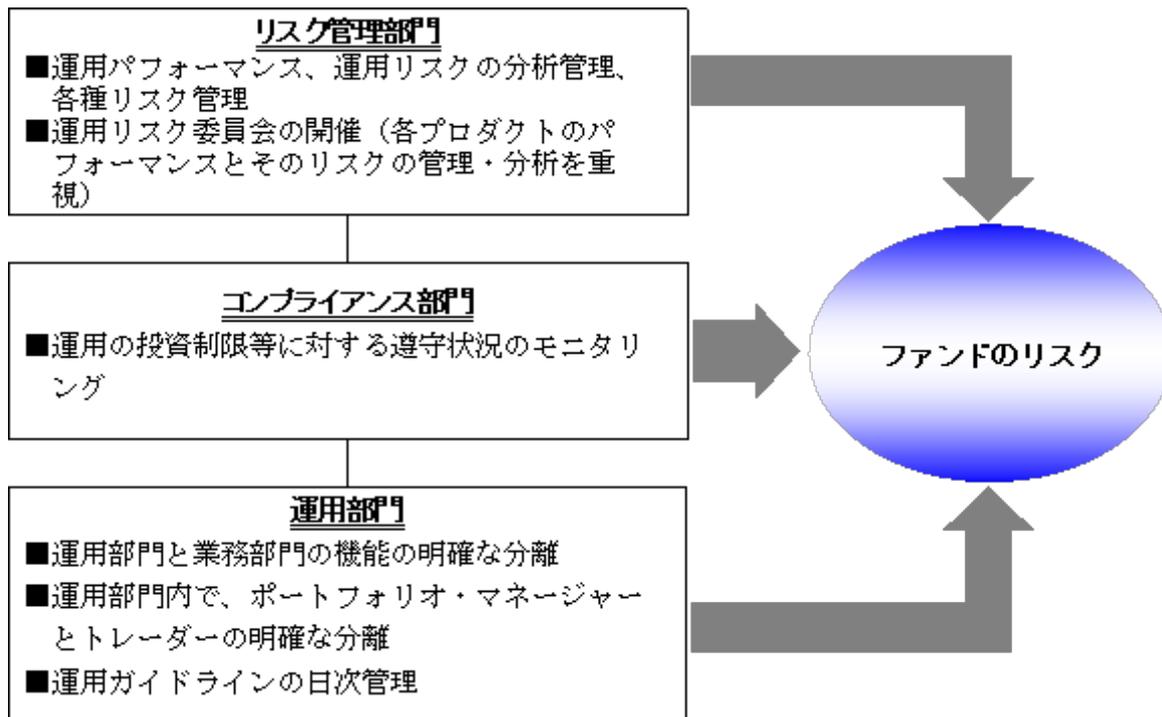
委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（社会的基盤の機能不全や予測不能な事態の発生など）があるときは取得申込みを中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。また同様の事情がある場合、換金申込みを中止することおよびすでに受付けた換金申込みを取り消すことができます。その場合には、受益者は当該申込みの中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該申込みの中止を解除した後の最初の基準価額計算日に換金申込みを受付けたものとし、

その他

資金動向や市況動向等によっては、当ファンドおよびマザーファンドの投資方針に基づいた運用ができなくなる場合があります。

コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクや、システム上のリスクが生じる可能性があります。

< リスクの管理体制 >



* リスク管理業務の一部は、マザーファンドの運用委託契約に基づき、運用指図の権限を委託された者が行います。

当ファンドのリスクの管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が別に定める手数料をお支払いいただきます。

本書提出日現在の手数料率：取得申込受付日の翌営業日の基準価額に対し3.15%（税抜3%）以内
ただし、[アバディーン・ファンド・セレクション]を構成している各ファンド間において、スイッチングを行う場合、収益分配金を再投資する場合または確定拠出年金制度に基づく申込みの場合においては、無手数料とします。

=詳しくは、販売会社にご確認ください。=

〔販売会社に関する照会先〕

アバディーン投信投資顧問株式会社

お問い合わせ窓口 03-4550-5549

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。）

インターネット・ホームページ <http://www.aberdeen-asset.co.jp/>

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し0.3%を乗じた額がかかります。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.995%（税抜1.9%）を乗じて得た額とし、その配分は次のとおりです。

	委託会社	販売会社	受託会社
	年率1.05% (税抜1.0%)	年率0.84% (税抜0.8%)	年率0.105% (税抜0.1%)
	年率0.945% (税抜0.9%)	年率0.945% (税抜0.9%)	年率0.105% (税抜0.1%)

(注1) 委託会社の報酬には、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社に対する報酬（年率0.45%）が含まれます。

(注2) 信託報酬の総額は、毎計算期間終了日または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

(注3) 信託報酬の配分については、販売会社により と の場合があります。

(4)【その他の手数料等】

- a. 信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支払います。
- b. 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。
- c. 信託財産にかかる監査費用（消費税等相当額込）は、年間105万円（税抜100万円）を上限として、毎計算期間終了日または信託終了のとき信託財産中から支払います。当該費用は、当ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。また、将来的に変更される場合があります。
- d. 当ファンドの組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額込）、デリバティブ取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中より支払います。
- e. 上記の費用は、運用状況、資産規模および保有期間等により異なるため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、申込みから換金または償還までの間にご負担いただく費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況、資産規模および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

a. 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（消費税等相当額込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

b. 収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額に対して、以下のとおりとなります。

- ・当該受益者の個別元本と同額または上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ・当該受益者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の額が特別分配金、収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

c. 個人の受益者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

普通分配金については配当所得として、10%（所得税7%および地方税3%）^{*}の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。または、確定申告を行い、申告分離課税ないし総合課税を選択することもできます。

^{*} 平成24年1月1日以降は、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

ロ. 解約金または償還金に対する課税

解約時または償還時の差益（解約時または償還時の価額から取得したときの費用（申込手数料および消費税相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得として、10%（所得税7%および地方税3%）^{*}の税率により、申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収あり）の場合は、源泉徴収され申告は不要です。

^{*} 平成24年1月1日以降は、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

ハ. 損益通算について

解約時または償還時の損失については、上場株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した場合の配当所得との通算が可能となります。なお、損益通算により控除しきれなかった損失については、繰越控除の対象となります。

d. 法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに解約時または償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。地方税の特別徴収はありません。

なお、所得税額控除制度の適用がありますが、受取配当等の益金不算入制度の適用はありません。

^{*} 平成24年1月1日以降は、15%（所得税15%）となる予定です。

^{*} 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】(平成21年6月30日現在)

[Aコース]

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	817,914,165	96.27
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	日本	31,707,839	3.73
合計(純資産総額)		849,622,004	100.00

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

[Bコース]

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	24,127,762	97.94
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	日本	506,508	2.06
合計(純資産総額)		24,634,270	100.00

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(参考) F S 海外株式マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	10,339,927,612	51.34	オランダ	336,397,711	1.67
	カナダ	1,115,234,090	5.54	スペイン	387,429,367	1.92
	ドイツ	783,273,999	3.89	ベルギー	132,821,249	0.66
	イタリア	315,042,912	1.56	スウェーデン	252,005,700	1.25
	フランス	1,239,139,489	6.15	ノルウェー	115,120,147	0.57
	オーストラリア	670,769,338	3.33	ルクセンブルク	54,297,654	0.27
	イギリス	2,177,118,315	10.81	フィンランド	97,667,932	0.48
	スイス	782,195,139	3.88	デンマーク	136,780,735	0.68
	バミューダ	344,638,593	1.71	ポルトガル	90,688,948	0.45
	香港	197,161,945	0.98	ジャージー	102,442,505	0.51
	シンガポール	156,309,025	0.78	小計	19,826,462,405	98.44
投資証券	フランス				8,162,294	0.04
	現金・預金・その他の資産(負債控除後)				305,780,654	1.52
	合計(純資産総額)				20,140,405,353	100.00

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】(平成21年6月30日現在)

[Aコース]

種類	銘柄名	国/地域	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
親投資信託 受益証券	F S 海外株式 マザーファンド	日本	1,072,815,012	0.7830	840,014,155	0.7624	817,914,165	96.27

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する種類の評価額の比率です。(以下、同じ)

[Bコース]

種類	銘柄名	国/地域	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
親投資信託 受益証券	F S 海外株式 マザーファンド	日本	31,647,118	0.7830	24,779,693	0.7624	24,127,762	97.94

(参考) F S 海外株式マザーファンド(評価額の上位30位銘柄)

	銘柄名	国/地域	種類	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	EXXON MOBIL CORPORATION	アメリカ	株式	エネルギー	80,168	7,017.93	562,613,960	6,776.38	543,249,296	2.70
2	MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	143,000	2,126.49	304,088,463	2,290.79	327,584,199	1.63
3	CHEVRON CORP	アメリカ	株式	エネルギー	47,682	6,740.97	321,422,982	6,421.14	306,173,217	1.52
4	EXPRESS SCRIPTS INC	アメリカ	株式	医薬品	46,400	6,104.00	283,225,616	6,586.28	305,603,670	1.52
5	BG GROUP PLC	イギリス	株式	エネルギー	184,619	1,815.25	335,130,030	1,654.42	305,439,175	1.52
6	GILEAD SCIENCES INC	アメリカ	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	64,540	4,279.19	276,179,059	4,547.99	293,527,513	1.46
7	BP PLC	イギリス	株式	エネルギー	372,265	843.80	314,119,140	770.17	286,710,814	1.42
8	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	アメリカ	株式	各種金融	98,787	2,763.15	272,963,432	2,852.45	281,785,679	1.40
9	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	アメリカ	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	130,200	1,867.43	243,140,205	1,974.92	257,135,326	1.28
10	VERIZON COMMUNICATIONS	アメリカ	株式	電気通信サービス	85,192	2,825.50	240,710,135	3,010.87	256,502,343	1.27
11	DANONE	フランス	株式	食品・飲料・タバコ	50,016	4,685.92	234,371,152	4,860.10	243,083,051	1.21
12	E.ON AG	ドイツ	株式	公益事業	68,146	3,341.02	227,677,562	3,503.45	238,746,137	1.19
13	INVESCO LTD	バミューダ	株式	各種金融	141,253	1,730.00	244,368,777	1,697.45	239,770,865	1.19
14	UNITED TECHNOLOGIES CORP	アメリカ	株式	資本財	45,588	5,327.90	242,888,671	5,037.64	229,656,146	1.14
15	GENERAL ELECTRIC CO	アメリカ	株式	資本財	199,230	1,300.58	259,115,234	1,129.07	224,946,130	1.12
16	CISCO SYSTEMS INC	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	122,150	1,924.74	235,107,364	1,823.22	222,707,532	1.11
17	WELLS FARGO COMPANY	アメリカ	株式	銀行	89,990	2,460.10	221,385,188	2,355.12	211,937,725	1.05

	銘柄名	国/地域	種類	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
18	CREDIT SUISSE GROUP AG	スイス	株式	各種金融	48,036	4,401.45	211,428,206	4,387.41	210,753,770	1.05
19	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	アメリカ	株式	食品・飲料・タバコ	50,460	4,205.33	212,201,455	4,165.87	210,209,996	1.04
20	SCHLUMBERGER LTD	アメリカ	株式	エネルギー	39,447	5,646.65	222,743,748	5,277.66	208,188,236	1.03
21	RESEARCH IN MOTION	カナダ	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	30,330	7,531.53	228,431,308	6,686.55	202,803,131	1.01
22	VODAFONE GROUP PLC	イギリス	株式	電気通信サービス	1,073,856	182.50	195,981,445	187.61	201,475,830	1.00
23	BHP BILLITON LTD	オーストラリア	株式	素材	74,524	2,838.23	211,516,932	2,639.11	196,677,406	0.98
24	CANADIAN NATL RAILWAY CO	カナダ	株式	運輸	46,770	4,033.55	188,649,531	4,161.77	194,646,226	0.97
25	GOOGLE INC-CL A	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	4,700	41,756.43	196,255,254	40,721.68	191,391,902	0.95
26	TRAVELERS COS INC/THE	アメリカ	株式	保険	46,938	4,222.83	198,211,310	3,937.37	184,812,277	0.92
27	ABB LTD	スイス	株式	資本財	120,541	1,561.64	188,242,368	1,537.99	185,391,274	0.92
28	XTO ENERGY INC	アメリカ	株式	エネルギー	50,000	3,963.90	198,195,036	3,646.45	182,322,990	0.91
29	AKZO NOBEL	オランダ	株式	素材	42,098	4,450.44	187,354,965	4,330.18	182,292,064	0.91
30	BANK OF AMERICA CORP	アメリカ	株式	各種金融	140,700	1,161.29	163,394,784	1,266.37	178,178,526	0.88

(注) 評価金額については、平成21年6月30日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により、邦貨換算しております。投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額比率です。

種類別投資比率(平成21年6月30日現在)

[Aコース]

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	96.27
合計	96.27

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する種類の評価金額の比率です。(以下、同じ)

[Bコース]

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.94
合計	97.94

(参考) F S 海外株式マザーファンド

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー関連機器・サービス	0.71	食品・生活必需品小売り	2.04
		ヘルス・ケア	0.42	食品・飲料・タバコ	7.16
		複合産業	0.75	家庭用品・パーソナル用品	0.67
		医薬品	2.39	ヘルスケア機器・サービス	0.75
		エネルギー	11.86	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.88
		素材	6.42	銀行	8.95
		資本財	6.82	各種金融	6.65
		商業・専門サービス	0.57	保険	3.66
		運輸	1.34	ソフトウェア・サービス	4.53
		自動車・自動車部品	0.92	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.26
		耐久消費財・アパレル	0.75	電気通信サービス	4.99
		消費者サービス	1.33	公益事業	4.55
		メディア	1.95	半導体・半導体製造装置	1.74
		小売	3.36	-	-
投資証券		0.04	-	-	
		合計		98.48	

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

為替予約取引

[Aコース]

(平成21年6月30日現在)

資産の種類	買建 / 売建	通貨	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約 取引	買建	米ドル	279,079.46	26,910,795	26,766,511	3.15
		カナダドル	23,509.88	2,000,150	1,949,674	0.23
		英ポンド	45,796.14	7,226,310	7,298,072	0.86
		スイスフラン	19,960.78	1,770,161	1,773,315	0.21
		ユーロ	49,050.06	6,539,942	6,639,416	0.78
	売建	米ドル	4,849,206.04	470,760,922	465,087,351	54.74
		カナダドル	549,296.00	48,332,555	45,553,117	5.36
		オーストラリアドル	406,211.71	31,367,668	31,412,351	3.70
		英ポンド	627,279.97	99,323,510	99,963,336	11.77
		スイスフラン	393,060.74	35,426,564	34,919,516	4.11
		香港ドル	914,905.88	11,454,621	11,326,534	1.33
		シンガポールドル	92,402.87	6,179,903	6,108,753	0.72
		ニュージーランドドル	7,675.56	464,831	478,494	0.06
		スウェーデンクローネ	881,419.52	11,167,585	11,044,186	1.30
		ノルウェークローネ	238,142.90	3,648,349	3,567,380	0.42
デンマーククローネ	237,403.22	4,342,104	4,311,242	0.51		
ユーロ	1,116,980.81	152,378,522	151,194,522	17.80		

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する種類の評価額の比率です。

[Bコース]

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

[Aコース]

	純資産総額(百万円)		1口当たりの純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
1期(平成11年6月10日)	2,034	2,147	1.0001	1.0555
2期(平成11年12月10日)	2,043	2,253	1.0100	1.1134
3期(平成12年6月12日)	2,134	2,174	1.0523	1.0723
4期(平成12年12月11日)	2,040	-	0.9735	-
5期(平成13年6月11日)	1,753	-	0.8294	-
6期(平成13年12月10日)	1,552	-	0.7366	-
7期(平成14年6月10日)	1,396	-	0.6488	-
8期(平成14年12月10日)	1,159	-	0.5370	-
9期(平成15年6月10日)	1,181	-	0.5497	-
10期(平成15年12月10日)	1,259	-	0.5864	-
11期(平成16年6月10日)	1,269	-	0.5929	-
12期(平成16年12月10日)	1,301	-	0.6128	-
13期(平成17年6月10日)	1,306	-	0.6264	-
14期(平成17年12月12日)	1,349	-	0.6515	-
15期(平成18年6月12日)	1,300	-	0.6390	-
16期(平成18年12月11日)	1,448	-	0.7125	-
17期(平成19年6月11日)	1,425	-	0.7567	-
18期(平成19年12月10日)	1,374	-	0.7300	-
19期(平成20年6月10日)	1,216	-	0.6463	-
20期(平成20年12月10日)	794	-	0.4219	-
21期(平成21年6月10日)	862	-	0.4584	-
平成20年6月末日	1,137	-	0.6044	-
平成20年7月末日	1,116	-	0.5928	-
平成20年8月末日	1,117	-	0.5938	-
平成20年9月末日	963	-	0.5116	-
平成20年10月末日	825	-	0.4386	-
平成20年11月末日	792	-	0.4210	-
平成20年12月末日	791	-	0.4201	-
平成21年1月末日	777	-	0.4129	-
平成21年2月末日	716	-	0.3808	-
平成21年3月末日	730	-	0.3882	-
平成21年4月末日	805	-	0.4282	-
平成21年5月末日	833	-	0.4427	-
平成21年6月末日	849	-	0.4514	-

[Bコース]

	純資産総額（百万円）		1口当たりの純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
1期（平成11年6月10日）	42	45	1.0001	1.0609
2期（平成11年12月10日）	46	-	0.9897	-
3期（平成12年6月12日）	49	51	1.0587	1.0987
4期（平成12年12月11日）	48	-	1.0203	-
5期（平成13年6月11日）	47	-	0.9634	-
6期（平成13年12月10日）	48	-	0.9153	-
7期（平成14年6月10日）	46	-	0.8210	-
8期（平成14年12月10日）	39	-	0.6963	-
9期（平成15年6月10日）	41	-	0.7149	-
10期（平成15年12月10日）	42	-	0.7137	-
11期（平成16年6月10日）	44	-	0.7489	-
12期（平成16年12月10日）	42	-	0.7680	-
13期（平成17年6月10日）	43	-	0.7973	-
14期（平成17年12月12日）	49	-	0.9352	-
15期（平成18年6月12日）	42	-	0.9072	-
16期（平成18年12月11日）	48	-	1.0636	-
17期（平成19年6月11日）	56	-	1.2114	-
18期（平成19年12月10日）	52	-	1.1326	-
19期（平成20年6月10日）	44	-	0.9816	-
20期（平成20年12月10日）	21	-	0.4897	-
21期（平成21年6月10日）	25	-	0.5788	-
平成20年6月末日	41	-	0.9224	-
平成20年7月末日	40	-	0.9142	-
平成20年8月末日	40	-	0.9033	-
平成20年9月末日	31	-	0.7269	-
平成20年10月末日	24	-	0.5540	-
平成20年11月末日	22	-	0.5060	-
平成20年12月末日	21	-	0.4892	-
平成21年1月末日	20	-	0.4608	-
平成21年2月末日	20	-	0.4603	-
平成21年3月末日	20	-	0.4772	-
平成21年4月末日	23	-	0.5293	-
平成21年5月末日	24	-	0.5527	-
平成21年6月末日	24	-	0.5628	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)	
	Aコース	Bコース
1期	0.0554	0.0608
2期	0.1034	-
3期	0.0200	0.0400
4期	-	-
5期	-	-
6期	-	-
7期	-	-
8期	-	-
9期	-	-
10期	-	-
11期	-	-
12期	-	-
13期	-	-
14期	-	-
15期	-	-
16期	-	-
17期	-	-
18期	-	-
19期	-	-
20期	-	-
21期	-	-

【収益率の推移】

	収益率(%)	
	Aコース	Bコース
1期	5.6	6.1
2期	11.3	1.0
3期	6.2	11.0
4期	7.5	3.6
5期	14.8	5.6
6期	11.2	5.0
7期	11.9	10.3
8期	17.2	15.2
9期	2.4	2.7
10期	6.7	0.2
11期	1.1	4.9
12期	3.4	2.6
13期	2.2	3.8
14期	4.0	17.3
15期	1.9	3.0
16期	11.5	17.2
17期	6.2	13.9
18期	3.5	6.5
19期	11.5	13.3
20期	34.7	50.1
21期	8.7	18.2

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

- 平成10年11月20日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始
- 平成12年7月12日 クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッドおよびクレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシーへ運用指図の権限の委託を開始
- 平成12年12月1日 運用指図の権限の委託をクレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシーに移行
- 平成14年8月15日 クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシーへの運用指図の権限の委託を中止
マザーファンドの運用指図の権限の委託に関し、クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシーに、クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッドおよびクレディ・スイス・アセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッドを追加
- 平成19年2月26日 マザーファンドの運用指図の権限の委託に関し、クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー、クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッドおよびクレディ・スイス・アセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッドからクレディ・スイスに移行
- 平成21年7月1日 [アバディーン・ファンド・セレクション] 海外株式ファンドAコース（為替ヘッジあり）、[アバディーン・ファンド・セレクション] 海外株式ファンドBコース（為替ヘッジなし）へ名称変更
マザーファンドの運用指図の権限の委託先を変更

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

a. 取得申込方法

取得申込みについては、午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行いません。

（後記の「申込不可日」をご参照ください。）

= スwitchingの取扱いについては、販売会社にご確認ください。 =

当ファンドは、収益の分配がなされた場合、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資」専用ファンドです。そのため、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」*にしたがって契約を締結します。

* 販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。

当ファンドは、販売会社によって「定時定額購入サービス」*等を選択できる場合があります。「定時定額購入サービス」等に関する契約等を販売会社と取交わした場合、当該契約等で規定する申込みの方法によるものとします。

* 他の名称で同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b. 申込単位

1万円以上1円単位とします。

収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

確定拠出年金制度に基づく申込単位は1円以上1円単位とします。

販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する単位とします。

- c. 申込価額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- d. 取得申込代金支払日
販売会社が別に定める日までに取得申込代金を販売会社に支払うものとします。
- e. 取得申込時の振替口座簿について
取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

- a. 換金申込みについては、午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに、換金申込みが行われ、かつ当該申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には換金申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行いません。
（後記の「申込不可日」をご参照ください。）
= スwitchingの取扱いについては、販売会社にご確認ください。 =
- b. 換金単位
1口単位とします。
- c. 換金価額
換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額^{*}を差し引いた額とします。
^{*}「信託財産留保額」とは、信託期間終了前の解約に対し、換金する投資家から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰入れられます。これは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する投資家と償還時まで保有する投資家との公平性を確保する目的で導入されています。
- d. 換金における制限
信託財産の資金管理を円滑に行うため、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。
- e. 換金代金支払日
原則として換金申込受付日より5営業日目から販売会社において支払います。
- f. 換金時の振替口座簿について
換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みに係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

「申込不可日」

販売会社の営業日であっても、ロンドンまたはニューヨークの証券取引所が休業日には、取得および換金の申込みの受付は行いません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- a. 基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金、その他の資産をいいます。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- b. 基準価額は毎営業日に計算し、原則として、翌日の日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄の〔アバディーン〕に、略称「S外株A」、「S外株B」として掲載されます。また、販売会社または次の照会先でもお知らせいたします。なお、当ファンドの基準価額は、便宜上、1万口単位で表示されています。

〔照会先〕 アバディーン投信投資顧問株式会社

お問い合わせ窓口 03-4550-5549

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

インターネット・ホームページ <http://www.aberdeen-asset.co.jp/>

- c. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- d. 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{*1}は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等^{*2}に応じて計算されるものとします。
- *1「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加設定のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- *2「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。

ただし、「(5) その他 a. 償還条件」に該当する場合は、信託契約を解約し信託を終了させることができます。

(4)【計算期間】

毎年6月11日から12月10日までおよび12月11日から翌年6月10日までとします。

ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日は翌営業日とします。

また、最終計算期間終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

a. 償還条件

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、「Aコース」と「Bコース」を合計した残存口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託会社は、監督官庁に届出する前に、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、当該手続きは適用されませ

ん。

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「b. 信託約款の変更」において信託約款の変更をしないこととした場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託約款を解約し、信託を終了させます。

b. 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、監督官庁に届出する前に、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下回らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

監督官庁の命令に基づいて、信託約款を変更する場合は、上記 から の手続きにしたがいます。

c. 公告

日本経済新聞に掲載します。

d. 運用報告書

委託会社は、当ファンドの計算期間終了時および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して、販売会社を通じて交付します。

e. 関係法人との契約の更新等に関する手続

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に関する業務の内容、一部解約に関する事務の内容、およびこれらに関する手続き等についての契約の有効期間は1年間とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長され、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

f. 委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g. 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

a. 収益分配金に対する請求権

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

b. 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日）までに信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

c . 一部解約（換金）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約（換金）の実行を請求する権利を有します。

d . 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しています。
- (2)当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しています。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期計算期間(平成20年6月11日から平成20年12月10日まで)、および第21期計算期間(平成20年12月11日から平成21年6月10日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けています。
- (4)平成21年7月1日をもって、当ファンドの投資信託委託業者は、アバディーン投信投資顧問株式会社に商号を変更いたしました。
- (5)平成21年7月1日をもって、当ファンドの名称を「[クレディ・スイス・ファンド・セレクション]海外株式ファンドAコース(為替ヘッジあり)」および「[クレディ・スイス・ファンド・セレクション]海外株式ファンドBコース(為替ヘッジなし)」から「[アバディーン・ファンド・セレクション]海外株式ファンドAコース(為替ヘッジあり)」および「[アバディーン・ファンド・セレクション]海外株式ファンドBコース(為替ヘッジなし)」に変更いたしました。

1【財務諸表】

【[クレディ・スイス・ファンド・セレクション]海外株式ファンド Aコース（為替ヘッジあり）】

（新ファンド名：[アバディーン・ファンド・セレクション]海外株式ファンド Aコース（為替ヘッジあり））

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第20期 (平成20年12月10日現在)	第21期 (平成21年6月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	57,155,972	33,688,964
親投資信託受益証券	597,851,355	875,014,154
派生商品評価勘定	15,918	6,705,122
未収入金	185,396,209	185,901
未収利息	313	46
流動資産合計	840,419,767	915,594,187
資産合計	840,419,767	915,594,187
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	267,934	389,833
未払金	35,464,290	44,428,965
未払受託者報酬	524,009	409,119
未払委託者報酬	9,432,143	7,364,075
その他未払費用	210,000	210,000
流動負債合計	45,898,376	52,801,992
負債合計	45,898,376	52,801,992
純資産の部		
元本等		
元本	* ₁ 1,883,043,654	* ₁ 1,882,182,665
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	* ₂ 1,088,522,263	* ₂ 1,019,390,470
（分配準備積立金）	96,232,324	96,179,218
元本等合計	794,521,391	862,792,195
純資産合計	794,521,391	862,792,195
負債純資産合計	840,419,767	915,594,187

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第20期	第21期
	自 平成20年 6月11日 至 平成20年12月10日	自 平成20年12月11日 至 平成21年 6月10日
営業収益		
受取利息	51,657	10,699
有価証券売買等損益	597,214,521	147,162,799
為替差損益	184,922,364	70,573,453
営業収益合計	412,240,500	76,600,045
営業費用		
受託者報酬	524,009	409,119
委託者報酬	* ₁ 9,432,143	* ₁ 7,364,075
その他費用	210,000	210,000
営業費用合計	10,166,152	7,983,194
営業利益又は営業損失()	422,406,652	68,616,851
経常利益又は経常損失()	422,406,652	68,616,851
当期純利益又は当期純損失()	422,406,652	68,616,851
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	-	17,001
期首剰余金又は期首欠損金()	665,944,217	1,088,522,263
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	728,525
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	728,525
剰余金減少額又は欠損金増加額	171,394	230,584
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	171,394	230,584
分配金	* ₂ -	* ₂ -
期末剰余金又は期末欠損金()	1,088,522,263	1,019,390,470

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 20 期	第 21 期
	自 平成20年 6 月11日 至 平成20年12月10日	自 平成20年12月11日 至 平成21年 6 月10日
1. 有価証券の 評価基準お よび評価方 法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価して おります。時価評価にあたっては法令お よび社団法人投資信託協会規則にした がって評価するものとします。	親投資信託受益証券 同 左
2. デリバティ ブの評価基 準および評 価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価 しております。時価評価にあたっては、 原則として、わが国における計算期間末 日の対顧客先物売買相場の仲値によっ て計算しております。	為替予約取引 同 左

(貸借対照表に関する注記)

第 20 期	第 21 期
(平成20年12月10日現在)	(平成21年 6 月10日現在)
*1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定 元本額および期中一部解約元本額 期首元本額 1,882,695,967円 期中追加設定元本額 347,687円 期中一部解約元本額 0円	*1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定 元本額および期中一部解約元本額 期首元本額 1,883,043,654円 期中追加設定元本額 397,082円 期中一部解約元本額 1,258,071円
*2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っ ており、その差額は1,088,522,263円でありま す。	*2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っ ており、その差額は1,019,390,470円でありま す。
3 計算期間末日における受益権の総数 1,883,043,654口	3 計算期間末日における受益権の総数 1,882,182,665口

同 上

取引の時価等に関する事項
通貨関連

(単位：円)

区分	種 類	第 20 期 (平成20年12月10日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売 建				
	米ドル	343,695,241	-	343,844,108	148,867
	カナダドル	27,609,337	-	27,644,368	35,031
	ユーロ	99,611,657	-	99,676,055	64,398
	英ポンド	65,630,783	-	65,621,143	9,640
	スイスフラン	25,146,312	-	25,164,293	17,981
	スウェーデンクローネ	6,060,888	-	6,058,203	2,685
	ノルウェークローネ	1,867,032	-	1,865,017	2,015
	デンマーククローネ	2,615,264	-	2,616,083	819
	オーストラリアドル	17,709,362	-	17,709,362	0
	ニュージーランドドル	282,330	-	282,387	57
	香港ドル	6,270,893	-	6,269,315	1,578
	シンガポールドル	3,208,981	-	3,209,762	781
	合 計	599,708,080	-	599,960,096	252,016

(単位：円)

区分	種 類	第 21 期 (平成21年6月10日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売 建				
	米ドル	476,720,596	-	470,760,922	5,959,674
	カナダドル	48,482,512	-	48,332,555	149,957
	ユーロ	152,687,925	-	152,378,522	309,403
	英ポンド	99,051,898	-	99,323,510	271,612
	スイスフラン	35,458,795	-	35,426,564	32,231
	スウェーデンクローネ	11,075,917	-	11,167,585	91,668
	ノルウェークローネ	3,621,796	-	3,648,349	26,553
	デンマーククローネ	4,352,598	-	4,342,104	10,494
	オーストラリアドル	31,392,040	-	31,367,668	24,372
	ニュージーランドドル	467,787	-	464,831	2,956
	香港ドル	11,607,914	-	11,454,621	153,293
	シンガポールドル	6,242,645	-	6,179,903	62,742
	合 計	881,162,423	-	874,847,134	6,315,289

(注) 1. 為替予約の時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物売買相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第20期（自 平成20年6月11日 至 平成20年12月10日）

該当事項はありません。

第21期（自平成20年12月11日 至 平成21年6月10日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

第 20 期 （平成20年12月10日現在）	第 21 期 （平成21年6月10日現在）
1口当たりの純資産額 0.4219円 （1万口当たりの純資産額 4,219円）	1口当たりの純資産額 0.4584円 （1万口当たりの純資産額 4,584円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券（平成21年6月10日現在）

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評 価 額	備 考
親投資信託受益証券	F S 海外株式マザーファンド	1,117,514,885	875,014,154	-
合 計		1,117,514,885	875,014,154	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に記載しております。

【[クレディ・スイス・ファンド・セレクション]海外株式ファンド B コース（為替ヘッジなし）】
（新ファンド名：[アバディーン・ファンド・セレクション]海外株式ファンド B コース（為替ヘッジなし））
（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第20期 (平成20年12月10日現在)	第21期 (平成21年6月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,130,209	982,835
親投資信託受益証券	20,851,993	24,779,693
未収利息	6	1
流動資産合計	21,982,208	25,762,529
資産合計		
	21,982,208	25,762,529
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	17,763	11,395
未払委託者報酬	319,686	204,985
その他未払費用	210,000	210,000
流動負債合計	547,449	426,380
負債合計		
	547,449	426,380
純資産の部		
元本等		
元本	* ₁ 43,771,028	* ₁ 43,771,028
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	* ₂ 22,336,269	* ₂ 18,434,879
（分配準備積立金）	11,586,169	11,586,239
元本等合計	21,434,759	25,336,149
純資産合計		
	21,434,759	25,336,149
負債純資産合計		
	21,982,208	25,762,529

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第20期		第21期	
	自 平成20年 6月11日	至 平成20年12月10日	自 平成20年12月11日	至 平成21年 6月10日
営業収益				
受取利息		960		70
有価証券売買等損益		21,190,487		4,327,700
営業収益合計		21,189,527		4,327,770
営業費用				
受託者報酬		17,763		11,395
委託者報酬		* ₁ 319,686		* ₁ 204,985
その他費用		210,000		210,000
営業費用合計		547,449		426,380
営業利益又は営業損失()		21,736,976		3,901,390
経常利益又は経常損失()		21,736,976		3,901,390
当期純利益又は当期純損失()		21,736,976		3,901,390
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		204,785		-
期首剰余金又は期首欠損金()		826,246		22,336,269
剰余金増加額又は欠損金減少額		22,168		-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		22,168		-
分配金		* ₂ -		* ₂ -
期末剰余金又は期末欠損金()		22,336,269		18,434,879

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 20 期	第 21 期
	自 平成20年 6月11日 至 平成20年12月10日	自 平成20年12月11日 至 平成21年 6月10日
有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。	親投資信託受益証券 同 左

(貸借対照表に関する注記)

第 20 期 (平成20年12月10日現在)	第 21 期 (平成21年 6月10日現在)
*1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額 期首元本額 44,840,550円 期中追加設定元本額 - 円 期中一部解約元本額 1,069,522円	*1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額 期首元本額 43,771,028円 期中追加設定元本額 - 円 期中一部解約元本額 - 円
*2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は22,336,269円であります。	*2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は18,434,879円であります。
3 計算期間末日における受益権の総数 43,771,028口	3 計算期間末日における受益権の総数 43,771,028口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 20 期 自 平成20年 6月11日 至 平成20年12月10日	第 21 期 自 平成20年12月11日 至 平成21年 6月10日
*1 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 76,116円	*1 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 48,806円
*2 分配金の計算過程 計算期間末日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,100,317円）及び分配準備積立金（11,586,169円）より分配対象収益が12,686,486円（1万口当たり2,898円）であります。分配を行っておりません。	*2 分配金の計算過程 計算期間末日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（70円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,100,317円）及び分配準備積立金（11,586,169円）より分配対象収益が12,686,556円（1万口当たり2,898円）であります。分配を行っておりません。

（有価証券に関する注記）

第20期（平成20年12月10日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	20,851,993円	20,488,596円
合 計	20,851,993円	20,488,596円

第21期（平成21年6月10日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	24,779,693円	4,259,701円
合 計	24,779,693円	4,259,701円

（関連当事者との取引に関する注記）

第20期（自平成20年6月11日至平成20年12月10日）

該当事項はありません。

第21期（自平成20年12月11日至平成21年6月10日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

第 20 期 （平成20年12月10日現在）	第 21 期 （平成21年6月10日現在）
1口当たりの純資産額 0.4897円 （1万口当たりの純資産額 4,897円）	1口当たりの純資産額 0.5788円 （1万口当たりの純資産額 5,788円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券（平成21年6月10日現在）

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評 価 額	備 考
親投資信託受益証券	F S 海外株式マザーファンド	31,647,118	24,779,693	-
合 計		31,647,118	24,779,693	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参 考）

当ファンドは「F S 海外株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は、次のとおりです。

F S 海外株式マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外です。

貸借対照表

(単位：円)

区分	注記 番号	(平成20年12月10日現在)	(平成21年6月10日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		331,277,391	137,003,081
コール・ローン		636,082,441	684,663,026
株式		14,897,585,266	19,672,572,509
派生商品評価勘定		-	1,500
未収入金		-	215,095,760
未収配当金		35,657,408	55,799,181
未収利息		3,485	937
流動資産合計		15,900,605,991	20,765,135,994
資産合計		15,900,605,991	20,765,135,994
負債の部			
流動負債			
未払金		-	241,410,287
流動負債合計		-	241,410,287
負債合計		-	241,410,287
純資産の部			
元本等			
元本	*1	24,524,127,046	26,210,048,294
剰余金			
剰余金又は欠損金()	*2	8,623,521,055	5,686,322,587
元本等合計		15,900,605,991	20,523,725,707
純資産合計		15,900,605,991	20,523,725,707
負債純資産合計		15,900,605,991	20,765,135,994

(注)「F S 海外株式マザーファンド」の計算期間は、毎年6月11日から翌年6月10日までであり、本報告書における開示対象ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成20年12月10日および平成21年6月10日における同ファンドの状況です。

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 平成20年 6月11日 至 平成20年12月10日	自 平成20年12月11日 至 平成21年 6月10日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しています。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しています。 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。 	同 左
2. デリバティブの評価基準および評価方法	-	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 同 左</p>

(貸借対照表に関する注記)

(平成20年12月10日現在)	(平成21年6月10日現在)
*1 本報告書における開示対象ファンドの期首日における当該親投資信託の元本額 22,328,950,074円 期首日より平成20年12月10日までの追加設定元本額 3,416,337,793円 一部解約元本額 1,221,160,821円 平成20年12月10日現在の元本の内訳 [クレディ・スイス・ファンド・セレクション] 海外株式ファンド Aコース(為替ヘッジあり) 922,040,956円 [クレディ・スイス・ファンド・セレクション] 海外株式ファンド Bコース(為替ヘッジなし) 32,159,151円 クレディ・スイス世界バランス・ファンド <適格機関投資家専用> 23,569,926,939円 計 24,524,127,046円	*1 本報告書における開示対象ファンドの期首日における当該親投資信託の元本額 24,524,127,046円 期首日より平成21年6月10日までの追加設定元本額 3,121,122,451円 一部解約元本額 1,435,201,203円 平成21年6月10日現在の元本の内訳 [クレディ・スイス・ファンド・セレクション] 海外株式ファンド Aコース(為替ヘッジあり) 1,117,514,885円 [クレディ・スイス・ファンド・セレクション] 海外株式ファンド Bコース(為替ヘッジなし) 31,647,118円 クレディ・スイス世界バランス・ファンド <適格機関投資家専用> 25,060,886,291円 計 26,210,048,294円
*2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は8,623,521,055円です。	*2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,686,322,587円です。
3 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数 24,524,127,046口	3 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数 26,210,048,294口

(有価証券に関する注記)

(平成20年12月10日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	14,897,585,266円	7,173,853,011円
合計	14,897,585,266円	7,173,853,011円

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本報告書の開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(平成21年6月10日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	19,672,572,509円	4,221,376,384円
合計	19,672,572,509円	4,221,376,384円

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本報告書の開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

自 平成20年6月11日 至 平成20年12月10日
該当事項はありません。

自 平成20年12月11日 至 平成21年 6月10日	
1. 取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。
2. 取引に対する取組方針及び取引の利用目的	デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建資産及び負債に係る取引の決済のため、ごく短期間の為替予約取引を利用しております。
3. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。
4. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従い、運用担当部門が決済担当者の承認を得て行なっております。
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(平成20年12月10日現在)

該当事項はありません。

(単位：円)

区分	種 類	(平成21年 6月10日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買 建 オーストラリアドル	3,890,000	-	3,891,500	1,500
	合 計	3,890,000	-	3,891,500	1,500

(注)1. 為替予約の時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、同期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成20年 6月11日 至 平成20年12月10日)

該当事項はありません。

(自 平成20年12月11日 至 平成21年 6月10日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

(平成20年12月10日現在)	(平成21年6月10日現在)
1口当たりの純資産額 0.6484円 (1万口当たりの純資産額 6,484円)	1口当たりの純資産額 0.7830円 (1万口当たりの純資産額 7,830円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

(平成21年6月10日現在)

種類	通貨	銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
株式	米ドル	QUALCOMM INC	35,000	46.03	1,611,050.00	
		TRANSOCEAN LTD	19,000	83.06	1,578,140.00	
		KINBERLY-CLARK CORP	28,500	52.58	1,498,530.00	
		EXPRESS SCRIPTS INC	44,500	63.64	2,831,980.00	
		CHEVRON CORP	45,782	70.19	3,213,438.58	
		EXXON MOBIL CORPORATION	76,968	73.12	5,627,900.16	
		RANGE RESOURCES CORP	39,000	45.67	1,781,130.00	
		SCHLUMBERGER LTD	37,847	58.85	2,227,295.95	
		XTO ENERGY INC	48,000	41.26	1,980,480.00	
		DU PONT(E.I.)DE NEMOURS	40,100	26.93	1,079,893.00	
		MONSANTO CO	22,740	85.07	1,934,491.80	
		OWENS-ILLINOIS INC	31,700	29.50	935,150.00	
		UNITED STATES STEEL CORP	6,590	37.82	249,233.80	
		EATON CORP	22,400	48.92	1,095,808.00	
		GENERAL ELECTRIC CO	191,230	13.57	2,594,991.10	
		GOODRICH CORP	29,400	53.33	1,567,902.00	
		HONEYWELL INTERNATIONAL INC	39,820	35.72	1,422,370.40	
		UNITED TECHNOLOGIES CORP	43,788	55.52	2,431,109.76	
		UNION PACIFIC CORP	6,970	53.92	375,822.40	
		HARLEY-DAVIDSON INC	28,100	17.00	477,700.00	
		NEWELL RUBBERMAID INC	101,400	11.63	1,179,282.00	
		LAS VEGAS SANDS CORP	93,740	9.75	913,965.00	
		ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	69,490	14.23	988,842.70	
		MCGRAW-HILL COMPANIES INC	21,500	31.73	682,195.00	
		THE WALT DISNEY CO.	49,840	25.33	1,262,447.20	
		TIME WARNER CABLE	7,708	32.21	248,274.68	
		TIME WARNER INC	30,710	26.49	813,507.90	
		FOOT LOCKER INC	92,030	11.17	1,027,975.10	
		AMAZON COM INC	2,131	87.08	185,567.48	
		GAP INC	96,542	16.94	1,635,421.48	
		MACY'S INC	83,230	12.82	1,067,008.60	
		WAL MART STORES INC	24,690	50.61	1,249,560.90	
		WALGREEN CO	47,000	31.11	1,462,170.00	
		ALTRIA GROUP INC	40,460	17.35	701,981.00	
		ARCHER-DANIELS MIDLAND CO	56,100	28.25	1,584,825.00	
		COCA-COLA ENTERPRISES	84,000	17.39	1,460,760.00	
		GENERAL MILLS INC	23,203	54.41	1,262,475.23	
		KRAFT FOODS INC-A	34,975	26.21	916,694.75	
		PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	48,460	43.85	2,124,971.00	
		SARA LEE CORP	92,468	9.03	834,986.04	
		PROCTER & GAMBLE CO	26,000	52.41	1,362,660.00	
		ST JUDE MEDICAL INC	36,400	39.07	1,422,148.00	
		BIOVAIL CORP	71,000	11.89	844,190.00	
		BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	125,000	19.45	2,431,250.00	
		GENZYME CORP	27,637	60.58	1,674,249.46	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
		GILEAD SCIENCES INC	61,940	44.58	2,761,285.20	
		JOHNSON & JOHNSON	20,000	55.70	1,114,000.00	
		THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	41,311	40.79	1,685,075.69	
		US BANCORP	56,000	18.18	1,018,080.00	
		WELLS FARGO COMPANY	86,390	25.66	2,216,767.40	
		BANK OF AMERICA CORP	135,000	12.06	1,628,100.00	
		BANK OF NEW YORK MELLON CORP	94,787	28.79	2,728,917.73	
		CME GROUP INC	5,030	332.99	1,674,939.70	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC	10,000	149.31	1,493,100.00	
		INVESCO LTD	135,553	18.04	2,445,376.12	
		CHUBB CORP	33,900	41.07	1,392,273.00	
		TRAVELERS COS INC/THE	45,038	44.04	1,983,473.52	
		ACCENTURE LTD-CL A	31,373	30.28	949,974.44	
		ELECTRONIC ARTS INC	35,000	22.00	770,000.00	
		GOOGLE INC-CL A	4,500	435.62	1,960,290.00	
		MICROSOFT CORP	137,200	22.08	3,029,376.00	
		SYMANTEC CORP	89,845	16.53	1,485,137.85	
		APPLE INC	1,590	142.72	226,924.80	
		CISCO SYSTEMS INC	117,250	20.08	2,354,380.00	
		EMC CORP/MASS	96,600	12.86	1,242,276.00	
		INTL BUSINESS MACHINES CORP	15,974	108.14	1,727,428.36	
		VERIZON COMMUNICATIONS	81,792	29.42	2,406,320.64	
		DOMINION RESOURCES INC/VA	48,360	31.87	1,541,233.20	
		NRG ENERGY INC	38,170	22.49	858,443.30	
		PPL CORPORATION	50,650	31.99	1,620,293.50	
		BROADCOM CORP-CL A	48,500	27.25	1,321,625.00	
		INTEL CORP	100,190	16.42	1,645,119.80	
	計	銘柄数 :	72		111,132,036.72	
					(10,799,811,328)	
		組入時価比率 :	52.6%		54.9%	
	カナダドル	SUNCOR ENERGY INC	50,536	38.66	1,953,721.76	
		BARRICK GOLD CORP	29,930	39.77	1,190,316.10	
		CANADIAN NATL RAILWAY CO	44,870	48.62	2,181,579.40	
		THOMSON REUTERS CORP	6,400	34.91	223,424.00	
		BANK OF NOVA SCOTIA	22,000	40.26	885,720.00	
		TORONTO DOMINION BANK	11,759	57.50	676,142.50	
		FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	2,470	285.00	703,950.00	
		MANULIFE FINANCIAL CORP	22,330	23.88	533,240.40	
		RESEARCH IN MOTION	29,130	90.68	2,641,508.40	
		BCE INC	46,080	24.99	1,151,539.20	
	計	銘柄数 :	10		12,141,141.76	
					(1,068,784,709)	
		組入時価比率 :	5.2%		5.4%	
	ユーロ	SANOFI-AVENTIS	30,000	46.22	1,386,600.00	
		GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	64,670	10.81	699,082.70	
		SAIPEM	34,980	18.55	649,046.20	
		AKZO NOBEL	40,401	32.80	1,325,354.80	
		ARCELORMITTAL	16,020	24.03	385,040.70	
		SCHNEIDER ELECTRIC SA	11,990	53.32	639,306.80	
		SIEMENS AG REG	19,956	53.45	1,066,648.20	
		TNT NV	19,769	13.80	272,911.04	
		DAIMLER AG	28,899	26.56	767,557.44	
		PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PFD	4,826	46.80	225,856.80	
		ADIDAS AG	11,660	25.84	301,294.40	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
		CASINO GUICHARD	22,000	50.37	1,108,140.00	
		CASINO GUICHARD PERRACHO-RTS	22,000	2.63	57,860.00	
		ANHEUSER-BUSCH INBEV NV	30,920	24.87	769,135.00	
		DANONE	48,000	34.56	1,659,120.00	
		PERNOD-RICARD	15,174	44.00	667,656.00	
		BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA	83,196	8.50	707,166.00	
		BANCO SANTANDER SA	35,380	7.74	273,841.20	
		BNP PARIBAS	24,390	47.84	1,166,939.55	
		EFG EUROBANK ERGASIAS	51,769	8.10	419,328.90	
		KBC GROEP NV	12,600	14.90	187,740.00	
		SOCIETE GENERALE	24,300	41.86	1,017,198.00	
		UNICREDIT ITALIANO SPA	540,836	2.00	1,086,215.02	
		ALLIANZ AG-REG	15,609	68.50	1,069,216.50	
		ASSICURAZIONI GENERALI	44,590	15.67	699,134.19	
		SAP AG	18,500	30.50	564,250.00	
		NOKIA OYJ	64,334	11.28	725,687.52	
		FRANCE TELECOM SA	35,000	16.14	565,075.00	
		KONINKLIJKE KPN NV	83,600	9.22	771,210.00	
		TELEFONICA S.A.	38,867	15.31	595,053.77	
		E.ON AG	65,399	24.64	1,611,431.36	
		GDF SUEZ	27,500	26.93	740,575.00	
		IBERDROLA SA	181,650	6.01	1,091,716.50	
	計	銘柄数：	33		25,272,388.59	
					(3,454,988,244)	
		組入時価比率：	16.8%		17.6%	
	英ポンド	BP PLC	357,260	5.29	1,892,584.85	
		GLAXOSMITHKLINE PLC	47,840	10.35	495,144.00	
		BG GROUP PLC	177,178	11.40	2,019,829.20	
		ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	16,290	16.71	272,205.90	
		ANGLO AMERICAN PLC	55,450	17.72	982,574.00	
		BHP BILLITON PLC	27,240	14.95	407,238.00	
		XSTRATA PLC	118,250	7.21	853,173.75	
		INTERTEK GROUP PLC	65,661	10.75	705,855.75	
		CARNIVAL PLC	36,177	16.05	580,640.85	
		ITV PLC	1,075,651	0.37	400,679.99	
		KINGFISHER PLC	534,182	1.95	1,045,928.35	
		NEXT PLC	36,660	15.20	557,232.00	
		SHIRE PLC	73,933	8.42	622,515.86	
		BARCLAYS PLC	50,850	2.90	147,465.00	
		HSBC HOLDINGS PLC	74,030	5.17	383,290.32	
		LLOYDS TSB GROUP PLC	738,707	0.63	465,385.41	
		MAN GROUP PLC	251,870	2.68	675,011.60	
		ROYAL & SUN ALLIANCE INS GRP	387,650	1.25	484,562.50	
		VODAFONE GROUP PLC	1,030,573	1.14	1,178,460.22	
	計	銘柄数：	19		14,169,777.55	
					(2,246,759,928)	
		組入時価比率：	10.9%		11.4%	
	スイスフラン	NESTLE SA-REGISTERED	29,940	39.24	1,174,845.60	
		ABB LTD	115,682	17.58	2,033,689.56	
		NOVARTIS AG-REG SHS	31,156	43.42	1,352,793.52	
		CREDIT SUISSE GROUP AG	46,100	49.60	2,286,560.00	
	計	銘柄数：	4		6,847,888.68	
					(617,131,727)	
		組入時価比率：	3.0%		3.1%	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
	スウェーデンクローネ	ASSA ABLOY AB-B	83,314	99.75	8,310,571.50	
		MODERN TIMES GROUP-B SHS	9,880	211.00	2,084,680.00	
		ERICSSON LM-B	52,680	70.30	3,703,404.00	
		TELE2 AB-B SHS	50,773	73.20	3,716,583.60	
	計	銘柄数:	4		17,815,239.10	
					(226,253,536)	
		組入時価比率:	1.1%		1.2%	
	ノルウェークローネ	AKER SOLUTIONS ASA	26,351	55.20	1,454,575.20	
		DNB NOR ASA	123,865	53.70	6,651,550.50	
	計	銘柄数:	2		8,106,125.70	
					(124,753,274)	
		組入時価比率:	0.6%		0.6%	
	デンマーククローネ	NOVO NORDISK A/S-B	25,000	275.50	6,887,500.00	
	計	銘柄数:	1		6,887,500.00	
					(126,454,500)	
		組入時価比率:	0.6%		0.6%	
	オーストラリアドル	BHP BILLITON LTD	71,520	36.50	2,610,480.00	
		CSL LIMITED	50,090	30.49	1,527,244.10	
		AUST AND NZ BANKING GROUP LT	65,000	16.41	1,066,650.00	
		WESTPAC BANKING CORPORATION	90,300	19.35	1,747,305.00	
		TELSTRA CORPORATION LTD	417,413	3.24	1,352,418.12	
	計	銘柄数:	5		8,304,097.22	
					(646,473,968)	
		組入時価比率:	3.1%		3.3%	
	香港ドル	GIORDANO INTERNATIONAL LTD	2,478,000	1.81	4,485,180.00	
		HANG SENG BANK	54,500	112.60	6,136,700.00	
		ASM PACIFIC TECHNOLOGY	120,940	44.60	5,393,924.00	
	計	銘柄数:	3		16,015,804.00	
					(200,838,182)	
		組入時価比率:	1.0%		1.0%	
	シンガポールドル	UNITED OVERSEAS BANK	156,240	15.32	2,393,596.80	
	計	銘柄数:	1		2,393,596.80	
					(160,323,113)	
		組入時価比率:	0.8%		0.8%	
	合計				19,672,572,509	
					(19,672,572,509)	

(注) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(平成21年6月30日現在)

[Aコース]

資産総額	851,709,505 円
負債総額	2,087,501 円
純資産総額(-)	849,622,004 円
発行済数量	1,882,226,478 口
1口当たり純資産額(/)	0.4514 円

[Bコース]

資産総額	24,684,222 円
負債総額	49,952 円
純資産総額(-)	24,634,270 円
発行済数量	43,771,028 口
1口当たり純資産額(/)	0.5628 円

(参考) F S 海外株式マザーファンド

資産総額	20,140,405,353 円
負債総額	- 円
純資産総額(-)	20,140,405,353 円
発行済数量	26,416,352,438 口
1口当たり純資産額(/)	0.7624 円

第5【設定及び解約の実績】

(単位:口)

	Aコース			Bコース		
	追加設定口数	一部解約口数	発行済口数	追加設定口数	一部解約口数	発行済口数
1期	5,016,720,159	2,982,238,200	2,034,481,959	2,004,196,506	1,961,579,511	42,616,995
2期	8,665,466	19,518,684	2,023,628,741	6,276,536	1,908,647	46,984,884
3期	18,813,307	14,093,252	2,028,348,796	-	-	46,984,884
4期	68,416,251	912,323	2,095,852,724	630,754	130,465	47,485,173
5期	27,089,932	8,293,515	2,114,649,141	2,030,165	172,303	49,343,035
6期	4,660,479	11,700,857	2,107,608,763	4,155,422	928,989	52,569,468
7期	49,513,686	3,966,459	2,153,155,990	5,378,425	1,439,865	56,508,028
8期	6,814,997	1,077,055	2,158,893,932	2,833,942	2,811,901	56,530,069
9期	4,173,309	14,423,451	2,148,643,790	2,132,446	569,135	58,093,380
10期	2,553,740	2,723,435	2,148,474,095	1,933,970	534,391	59,492,959
11期	294,564	7,202,392	2,141,566,267	748,918	981,098	59,260,779
12期	979,604	19,038,624	2,123,507,247	1,144,813	5,157,406	55,248,186
13期	252,816	38,383,507	2,085,376,556	75,165	1,134,144	54,189,207
14期	245,838	13,724,736	2,071,897,658	315,797	1,833,797	52,671,207
15期	2,649,982	38,766,133	2,035,781,507	1,965,710	7,327,261	47,309,656
16期	217,009	2,507,248	2,033,491,268	60,216	1,358,534	46,011,338
17期	881,946	150,963,183	1,883,410,031	1,177,676	884,267	46,304,747
18期	902,820	1,713,868	1,882,598,983	7,941	140,621	46,172,067
19期	268,195	171,211	1,882,695,967	-	1,331,517	44,840,550
20期	347,687	-	1,883,043,654	-	1,069,522	43,771,028
21期	397,082	1,258,071	1,882,182,665	-	-	43,771,028

(注1) 1期の追加設定口数には、当初自己設定口数が含まれます。

(注2) 追加設定口数、一部解約口数はすべて本邦内におけるものです。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（本書提出日現在）

資本金	2,090.4百万円
発行する株式の総数	320,000株
発行済株式の総数	308,062株

最近5年間における資本金の額の増減

平成18年2月15日	： 資本金を1,090.4百万円から1,590.4百万円に増資
平成19年2月26日	： 資本金を1,590.4百万円から2,090.4百万円に増資

b. 委託会社の機構

経営の意思決定機構

取締役を株主総会において選任します。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役の中から5名以内の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から社長を選定します。取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

取締役会は社長が招集し、議長となります。社長がこれを招集することができずまたはこれを招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までにこれを発します。全取締役および監査役の同意があるときは、招集通知を省略しまたは招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

運用の意思決定機構

ファンドの信託約款等に定められている運用の基本方針に基づき、「投資政策委員会」において審議、決定される運用方針に沿って、運用部門が原則的に運用の指図を行います。

「投資政策委員会」は以下のように運営されています。

< 構成 >

代表取締役、運用担当役員、運用部長、運用部門および関連部署等をもって構成します。

< 開催 >

原則として月1回開催します。

< 審議事項 >

次に定める事項を審議、承認または必要に応じて決定を行います。

- ・ファンド別の運用方針の策定
- ・ファンド別の運用方針の変更
- ・その他上記に準ずる事項

< その他 >

審議方法、議事録、通知等および事務局を投資政策委員会の規則により定めます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年6月末日現在、委託会社が運用する公募の投資信託は20本であり、その純資産総額の合計は109,210百万円です。（ただし、親投資信託を除きます。）

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等基規則に基づき、当事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載してある金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）及び第16期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

委託会社は、平成21年7月1日付で、名称を「クレディ・スイス投信株式会社」から「アバディーン投信投資顧問株式会社」へ変更いたしました。

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 千円)

	第15期 (平成20年3月31日)	第16期 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	1,455,341	1,077,055
前払金	966	605
前払費用	23,749	49,632
未収入金	* 2 140,121	* 2 94,653
未収委託者報酬	209,219	145,984
未収運用受託報酬	24,881	17,335
未収投資助言報酬	23,300	-
その他流動資産	1,145	24,389
流動資産合計	1,878,726	1,409,656
固定資産		
有形固定資産		
器具備品	* 1 779	* 1 598
無形固定資産		
ソフトウェア	382	280
投資その他の資産		
長期差入保証金	115,801	92,395
固定資産合計	116,963	93,274
資産合計	1,995,689	1,502,930

	第15期 (平成20年3月31日)	第16期 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	10,084	9,928
未払金	291,663	230,912
未払償還金	89,176	82,848
未払手数料	118,440	80,938
未払委託調査費	* 2 74,426	* 2 59,595
その他未払金	9,620	7,528
未払費用	194,531	210,287
未払法人税等	7,087	7,215
未払消費税等	21,736	3,205
賞与引当金	69,656	93,686
事業再編・整理引当金	52,520	8,500
流動負債合計	647,280	563,737
固定負債		
退職給付引当金	64,440	63,275
役員退職慰労引当金	-	1,000
固定負債合計	64,440	64,275
負債合計	711,720	628,012
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,090,400	2,090,400
資本剰余金		
資本準備金	1,847,936	1,847,936
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,654,366	3,063,418
株主資本合計	1,283,969	874,917
純資産合計	1,283,969	874,917
負債・純資産合計	1,995,689	1,502,930

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第15期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		第16期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		2,344,563		2,118,032
運用受託報酬		349,465		165,662
投資助言報酬		34,759		1,433
その他営業収益	* 2	350,535	* 2	349,740
営業収益計		3,079,324		2,634,868
営業費用				
支払手数料		1,165,840		1,090,199
広告宣伝費		123,420		78,050
公告費		175		1,180
調査費		67,517		52,502
委託調査費	* 2	165,306	* 2	144,373
図書費		667		196,875
委託計算費		118,911		106,848
通信費		12,485		14,148
印刷費		40,863		37,712
協会費		4,122		3,433
営業費用計		1,699,311		1,528,449
一般管理費				
役員報酬	* 1	243,901	* 1	151,779
給料・手当		429,097		434,953
賞与		4,156		591
交際費		16,695		6,389
旅費交通費		37,030		17,700
租税公課		15,127		17,408
不動産賃借料		97,598		120,401
退職給付費用		67,922		58,066
賞与引当金繰入		101,713		105,554
固定資産減価償却費		282		282
事務委託費		412,387		462,154
諸経費		207,259		139,153
一般管理費計		1,633,173		1,514,437
営業損失		253,159		408,017

	第15期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第16期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
営業外収益		
受取利息	4,838	3,026
為替差益	6,483	-
その他	25	18
営業外収益計	11,347	3,044
営業外費用		
支払利息	20	-
為替差損	-	3,340
営業外費用計	20	3,340
経常損失	241,833	408,313
特別利益		
固定資産売却益	11,774	-
過年度事務委託費修正益	-	14,962
事業再編整理引当金戻入	5,921	10,672
特別利益計	17,695	25,635
特別損失		
早期退職特別退職金	60,119	6,356
役員退職慰労金	-	18,748
特別損失計	60,119	25,105
税引前当期純損失	284,257	407,782
法人税、住民税及び事業税	1,209	1,268
還付法人税等	2,590	-
当期純損失	282,877	409,051

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第15期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第16期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,090,400	2,090,400
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,090,400	2,090,400
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,847,936	1,847,936
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,847,936	1,847,936
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	2,371,489	2,654,336
当期変動額		
当期純利益	282,877	409,051
当期変動額合計	282,877	409,051
当期末残高	2,654,336	3,063,418
株主資本合計		
前期末残高	1,566,847	1,283,969
当期変動額		
当期純利益	282,877	409,051
当期変動額合計	282,877	409,051
当期末残高	1,283,969	874,917
純資産合計		
前期末残高	1,566,847	1,283,969
当期変動額		
当期純利益	282,877	409,051
当期変動額合計	282,877	409,051
当期末残高	1,283,969	874,917

重要な会計方針

区分	第15期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第16期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. デリバティブ等の評価基準及び評価方法		(1) デリバティブ 時価法
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 器具備品 5年</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>有形固定資産の減価償却方法の変更</p> <p>法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日 法律第6号及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日 政令第83号）に伴い、当事業年度から平成19年4月1日以降に取得したのものについては改正後の法人税法に基づく方法に変更していません。</p> <p>当事業年度に取得している固定資産はないためこれによる損益への影響はありません。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>

区分	第15期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第16期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
3. 引当金の計上 基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付の支給に備える為、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の事業年度から一括して費用処理することとしております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同左</p>

区分	第15期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第16期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>退職給付会計における数理計算上の差異の会計処理の変更</p> <p>当事業年度から数理計算上の差異は「発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（約8年）による定額法により翌事業年度から費用処理」する方法から主として「発生時の事業年度から一括して費用処理」する方法へ変更しています。</p> <p>この変更は、退職年金制度について適格退職年金制度から規約型企業年金制度の1つであるキャッシュバランス型年金制度・確定拠出年金へ移行する等、大幅な制度改定を行ったことに伴い、今後数理計算上の差異が多額に発生することは見込まれないこと、また、長期的な経営資源の再配分の検討に伴う今後の加入者の減少が確実に見込まれることから、退職給付債務等の状況を適時に財務諸表に反映させるとともに、財務体質のいっそうの健全化を図るために行いました。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合と比較して、営業損失、経常損失、税引前当期純損失は5,072千円増加しています。</p> <p>(3) 事業再編・整理引当金 部門再編に伴う早期退職制度による割増退職金の支払に備えるため、事業再編・整理計画に従った損失発生見込額を計上しております。</p>	<p>(3) 事業再編・整理引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p>

区分	第15期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第16期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
4. その他財務諸 表作成のため の重要な事項	(1) 消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方 式によっております。	(1) 消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

第15期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第16期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
	当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しております。これによる損益への影響はありません。

表示方法の変更

第15期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第16期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
<p>平成19年12月19日に「投資運用業等統一経理基準」（旧「投資顧問業統一経理基準の判定について」）が改訂されたことに伴い、以下の表示方法の変更を行っています。</p> <p>（貸借対照表） 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示していた投資一任契約の未収運用受託報酬および投資顧問（助言）契約の未収投資助言報酬は、当事業年度においては、それぞれ「未収運用受託報酬」および「未収投資助言報酬」として区分して表示しています。なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」および「未収投資助言報酬」は、それぞれ60,860千円、17,524千円であります。</p> <p>（損益計算書） 前事業年度において「投資顧問料」として表示していた投資一任契約の運用受託報酬および投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当事業年度においては、それぞれ「運用受託報酬」および「投資助言報酬」として区分して表示しています。なお、前事業年度における「運用受託報酬」および「投資助言報酬」は、それぞれ453,650千円、61,180千円あります。</p> <p>なお、これらの変更は当該改正が当下半期に行われた為、当下半期に行っており、当中間会計期間は従来の方法によっております。</p>	

注記事項

(貸借対照表関係)

第15期 (平成20年3月31日)	第16期 (平成21年3月31日)								
* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。								
<table border="0"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">226千円</td> </tr> </table>	器具備品	226千円	<table border="0"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">407千円</td> </tr> </table>	器具備品	407千円				
器具備品	226千円								
器具備品	407千円								
* 2 関係会社項目 関係会社に対する資産、負債は次のものがあります。	* 2 関係会社項目 関係会社に対する資産、負債は次のものがあります。								
<table border="0"> <tr> <td colspan="2">流動資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未収入金</td> <td style="text-align: right;">137,772千円</td> </tr> </table>	流動資産		未収入金	137,772千円	<table border="0"> <tr> <td colspan="2">流動資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未収入金</td> <td style="text-align: right;">89,429千円</td> </tr> </table>	流動資産		未収入金	89,429千円
流動資産									
未収入金	137,772千円								
流動資産									
未収入金	89,429千円								
<table border="0"> <tr> <td colspan="2">流動負債</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払委託調査費</td> <td style="text-align: right;">23,736千円</td> </tr> </table>	流動負債		未払委託調査費	23,736千円	<table border="0"> <tr> <td colspan="2">流動負債</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払委託調査費</td> <td style="text-align: right;">18,150千円</td> </tr> </table>	流動負債		未払委託調査費	18,150千円
流動負債									
未払委託調査費	23,736千円								
流動負債									
未払委託調査費	18,150千円								

(損益計算書関係)

第15期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第16期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)																
<p>* 1 役員報酬の限度額は次の通りであります。</p> <table><tr><td>取締役</td><td>年額 600,000千円以内</td></tr><tr><td>監査役</td><td>年額 50,000千円以内</td></tr></table> <p>* 2 関係会社との取引高</p> <table><tr><td>営業取引による取引高</td><td></td></tr><tr><td>その他営業収益</td><td>346,033千円</td></tr><tr><td>委託調査費</td><td>50,485千円</td></tr></table>	取締役	年額 600,000千円以内	監査役	年額 50,000千円以内	営業取引による取引高		その他営業収益	346,033千円	委託調査費	50,485千円	<p>* 1 役員報酬の限度額は次の通りであります。</p> <p>同左</p> <p>* 2 関係会社との取引高</p> <table><tr><td>営業取引による取引高</td><td></td></tr><tr><td>その他営業収益</td><td>342,133千円</td></tr><tr><td>委託調査費</td><td>43,119千円</td></tr></table>	営業取引による取引高		その他営業収益	342,133千円	委託調査費	43,119千円
取締役	年額 600,000千円以内																
監査役	年額 50,000千円以内																
営業取引による取引高																	
その他営業収益	346,033千円																
委託調査費	50,485千円																
営業取引による取引高																	
その他営業収益	342,133千円																
委託調査費	43,119千円																

(株主資本等変動計算書関係)

第15期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)					第16期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)				
* 1 発行済株式に関する事項					* 1 発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業 年度末	増加	減少	当事業 年度末	同左				
普通株式 (株)	308,062	-	-	308,062	* 2 自己株式に関する事項				
* 2 自己株式に関する事項 該当事項ありません。					同左				
* 3 新株予約権等に関する事項 該当事項ありません。					* 3 新株予約権等に関する事項 同左				
* 4 配当に関する事項 該当事項ありません。					* 4 配当に関する事項 同左				

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

1．取引の状況に関する事項

<p style="text-align: center;">第15期 （自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日）</p>	<p style="text-align: center;">第16期 （自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日）</p>
	<p>（1）取引の内容 当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。</p> <p>（2）取引に対する取組方針 当社のデリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>（3）取引の利用目的 当社のデリバティブ取引は外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。</p> <p>（4）取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。 なお、取引相手先は関係会社であるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。</p> <p>（5）取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。</p> <p>（6）取引の時価等に関する事項についての補足事項 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または、計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

2．取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	取引の種類	第15期 (平成20年3月31日)			第16期 (平成21年3月31日)		
		契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
市場取引 以外の取 引	為替予約取引 買建 イギリスポンド USドル	-	-	-	64,272	-	2,037
		-	-	-	21,885	-	57
合計		-	-	-	86,157	-	1,980

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引は各通貨のキャッシュ・フローを計算し、現在価値に割り引き邦貨換算した額を使用しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している制度の概要：法人税法に規定する適格退職年金及び規約型企業年金

	第15期 (平成20年3月31日)	第16期 (平成21年3月31日)
2. 退職給付債務及びその内訳		千円
退職給付債務	287,615	277,519
年金資産	223,175	214,244
退職給付引当金	64,440	63,275
3. 退職給付費用の内訳		
勤務費用	53,311	50,215
利息費用	4,551	4,026
期待運用収益	2,514	2,790
数理計算上の差異の費用処理額	5,072	4,465
確定拠出年金に係る要拠出額	7,501	11,080
4. 退職給付債務の計算基礎		
割引率、期待運用収益率	1.40%、1.25%	1.40%、1.25%
退職給付見込額の期間配分方法	発生給付評価方式	発生給付評価方式
数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括費用処理	発生年度に一括費用処理

(ストックオプション等関係)

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

	第15期 (平成20年3月31日)	第16期 (平成21年3月31日)
	千円	千円
繰延税金資産		
未払費用否認	79,154	85,940
退職給付引当金損金不算入額	26,220	25,746
賞与引当金損金不算入額	28,343	38,120
事業再編・整理引当金損金不算入額	21,370	3,458
役員退職慰労引当金損金不算入額	-	406
未払事業税	2,391	2,467
減価償却費損金算入限度超過額	22,202	19,684
繰延資産償却超過額	472	-
繰越欠損金	1,168,258	987,731
未収収益	410	-
一括償却資産超過額	590	295
その他	3	-
繰延税金資産計	1,349,410	1,163,851
評価性引当額	1,349,410	1,163,851
繰延税金資産の純額	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第15期 (平成20年3月31日)	第16期 (平成21年3月31日)
法定実効税率	40.7%	40.7%
(調整)		
評価性引当額	18.1%	29.7%
住民税均等割	0.4%	0.3%
交際費等永久に損金に算入されない金額	22.6%	11.1%
その他	0.9%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.5%	0.3%

（持分法投資損益等）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

前期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社	クレディ・ スイス	スイス・ チュー リッヒ	4,399,665 千スイスフラン	投資銀行 業および 資産運用 業	(被所有) 100.0	0名	国内で販売 される投資 信託等に關 するコンサル ティング業 務の提供 及び投資信 託の運用外 部委託等	国内で販売 される投資 信託等に關 するコンサル ティング業 務の提供 に係る報酬	346,033	未収入金	137,772
								投資信託の 運用外部委 託に係る費 用	50,485	未払委託 調査費	23,736

（注）1．上記金額は全て輸出免税取引又は課税対象外取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー	米国・ニューヨーク	220,671 千米ドル	資産運用業	無し	0名	資産運用の投資助言・一任契約及び投資信託の運用外部委託等	資産運用に関する投資助言契約に係る投資助言報酬	14,954	未収投資助言報酬	1,083
								資産運用に関する投資一任契約に係る運用受託報酬	8,107	未収運用受託報酬	-
								投資信託の運用外部委託に係る費用	19,538	未払委託調査費	8,481
								事務委託費	45,092	未払費用	19,073
親会社の子会社	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド	英国・ロンドン	21,009 千ポンド	資産運用業	無し	0名	資産運用の投資助言・投資一任契約及び投資信託の運用外部委託等	資産運用に関する投資助言契約に係る投資助言報酬	18,319	未収投資助言報酬	21,768
								資産運用に関する投資一任契約に係る運用受託報酬	2,589	未収運用受託報酬	1,242
								投資信託の運用外部委託に係る費用	82,843	未払委託調査費	36,409
								費用の立替払	95,688	未払費用	35,024
親会社の子会社	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス（ルクセンブルグ）エス・エー	ルクセンブルク・ルクセンブルク	2,500 千スイスフラン	資産運用業	無し	0名	資産運用の投資一任契約	資産運用に関する投資一任契約に係る運用受託報酬	221,278	未収運用受託報酬	11,467
親会社の子会社	クレディ・スイス・アセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッド	豪州・シドニー	8,346 千豪ドル	資産運用業	無し	0名	投資一任契約の運用外部委託	投資一任契約に係る運用外部委託費用	12,473	未払委託調査費	5,798
親会社の子会社	クレディ・スイス証券株式会社	東京都・港区	78,100,000 千円	証券会社	無し	0名	一般管理事務に係る事務委託等	事務委託費等	200,826	未払費用	27,444

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記各社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

当期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17

日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。尚、これにより開示対象範囲に対し与える影響はありません。

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	クレディ・スイス	スイス・チューリッヒ	4,399,665 千スイスフラン	投資銀行業および資産運用業	被所有 直接 100.0	国内で販売される投資信託等に関するコンサルティング業務の提供及び投資信託の運用外部委託等	国内で販売される投資信託等に関するコンサルティング業務の提供に係る報酬	342,133	未収入金	89,429
							投資信託の運用外部委託に係る費用	43,119	未払委託調査費	18,150

(注) 1. 上記金額は全て輸出免税取引又は課税対象外取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー	米国・ニューヨーク	220,671 千米ドル	資産運用業	無し	資産運用の投資助言・一任契約及び投資信託の運用外部委託等	資産運用に関する投資一任契約に係る運用受託報酬	4,132	未収運用受託報酬	-
							投資信託の運用外部委託に係る費用	17,037	未払委託調査費	6,611
							事務委託費	27,826	未払費用	5,529
同一の親会社を持つ会社	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド	英国・ロンドン	21,009 千ポンド	資産運用業	無し	資産運用の投資助言・投資一任契約及び投資信託の運用外部委託等	資産運用に関する投資一任契約に係る運用受託報酬	975	未収運用受託報酬	217
							投資信託の運用外部委託に係る費用	71,415	未払委託調査費	27,999
							費用の立替払	160,357	未払費用	69,619
同一の親会社を持つ会社	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス(ルクセンブルグ)エス・エー	ルクセンブルク	2,500 千スイスフラン	資産運用業	無し	資産運用の投資一任契約	資産運用に関する投資一任契約に係る運用受託報酬	46,439	未収運用受託報酬	1,529
同一の親会社を持つ会社	クレディ・スイス・アセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッド	豪州・シドニー	8,346 千豪ドル	資産運用業	無し	投資一任契約の運用外部委託	投資一任契約に係る運用外部委託費用	6,873	未払委託調査費	2,729
同一の親会社を持つ会社	クレディ・スイス証券株式会社	東京都・港区	78,100,000 千円	証券会社	無し	一般管理事務に係る事務委託等	事務委託費等	223,125	未払費用	29,636

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記各社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

親会社に関する注記

親会社情報

クレディ・スイス(非上場)

クレディ・スイス・グループAG(スイス証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

（ 1株当たり情報）

区分	第15期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	第16期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
1株当たり純資産額	4,167円89銭	2,840円07銭
1株当たり当期純損失	918円24銭	1,327円82銭

（注）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

（注）1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第15期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	第16期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
当期純損失（千円）	282,877	409,051
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
（うち利益処分による役員賞与金）	-	-
普通株式に係る当期純損失（千円）	282,877	409,051
期中平均株式数（株）	308,062	308,062

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

a. 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b. 訴訟事件その他の重要事項

クレディ・スイスは、資産運用部門の業務のうち、伝統的資産を対象とした資産運用を行う事業の一部を英国のアバディーン・アセット・マネジメントPLCに売却したため、委託会社は平成21年7月1日に商号をアバディーン投信投資顧問株式会社に変更しました。

また、委託会社の親会社はアバディーン・アセット・マネジメントPLCになりました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

(平成21年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
(再信託受託会社) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	

(2) 販売会社

(平成21年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社静岡銀行	90,845百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社もみじ銀行	74,965百万円	
株式会社 みちのく銀行 [*]	24,167百万円	
静銀ティーエム証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融取引業を営んでいます。
野村證券株式会社 [*]	10,000百万円	

* 当該販売会社は、本書提出日現在、新規募集を停止しております。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

信託財産の保管・管理業務・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

募集の取扱いおよび販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(参考) 投資顧問会社

委託会社からマザーファンドの運用の指図に関する権限委託を受け、運用指図の一部を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(参考) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、当ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

有価証券報告書	平成21年3月6日
有価証券届出書	同上
臨時報告書	平成21年6月5日

独立監査人の監査報告書

平成21年2月4日

クレディ・スイス投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている[クレディ・スイス・ファンド・セレクション]海外株式ファンド Aコース（為替ヘッジあり）の平成20年6月11日から平成20年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、[クレディ・スイス・ファンド・セレクション]海外株式ファンド Aコース（為替ヘッジあり）の平成20年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・スイス投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年2月4日

クレディ・スイス投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている[クレディ・スイス・ファンド・セレクション]海外株式ファンド Bコース（為替ヘッジなし）の平成20年6月11日から平成20年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、[クレディ・スイス・ファンド・セレクション]海外株式ファンド Bコース（為替ヘッジなし）の平成20年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・スイス投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

クレディ・スイス投信株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員
公認会計士 野 島 浩 一 郎
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・スイス投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・スイス投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成21年8月5日

アバディーン投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている[クレディ・スイス・ファンド・セレクション]海外株式ファンド Aコース（為替ヘッジあり）（新ファンド名：[アバディーン・ファンド・セレクション]海外株式ファンド Aコース（為替ヘッジあり））の平成20年12月11日から平成21年6月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、[クレディ・スイス・ファンド・セレクション]海外株式ファンド Aコース（為替ヘッジあり）（新ファンド名：[アバディーン・ファンド・セレクション]海外株式ファンド Aコース（為替ヘッジあり））の平成21年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アバディーン投信投資顧問株式会社（旧社名：クレディ・スイス投信株式会社）及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1. 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年8月5日

アバディーン投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている[クレディ・スイス・ファンド・セレクション]海外株式ファンド Bコース（為替ヘッジなし）（新ファンド名：[アバディーン・ファンド・セレクション]海外株式ファンド Bコース（為替ヘッジなし））の平成20年12月11日から平成21年6月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、[クレディ・スイス・ファンド・セレクション]海外株式ファンド Bコース（為替ヘッジなし）（新ファンド名：[アバディーン・ファンド・セレクション]海外株式ファンド Bコース（為替ヘッジなし））の平成21年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アバディーン投信投資顧問株式会社（旧社名：クレディ・スイス投信株式会社）及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

クレディ・スイス投信株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 野島 浩一郎
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・スイス投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・スイス投信株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上